

権威と「理性」と法（一六）

——イギリス法における——

下山瑛二

一 序論（三巻一号） 二 本論

第一章 「世俗的」権威と「理性」論

はしがき

第一節 教皇庁の権威と世俗的権力

序 聖俗二権威とその統合とウエイトの変化—世俗権力の独立と構成

第一款 教皇の裁治権

一 教会の法的権力

二 中世後期における教会の現世の「裁治権」の確立（三巻二号、四号一号）

三 イギリスの特殊性（四巻二号、五巻一号、二号）

四 聖俗裁判権競合の前提（六巻一号、二号、七巻一号、二号、八巻一号、二号、九巻一号、二号、十巻一号）

五 教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題（十巻一号、本号及び次号）

第二款 世俗裁判権

第三款 教会世俗裁判権

第四款 聖俗裁判権の競合

第二節 教皇庁の「権威」からの解放と人間社会の自立的「権威」の抬頭

第三節 人間の「理性」論と「権威」の問題提起の過程

権威と「理性」と法（一六）

第四節 聖俗裁判権の競合と補完—イギリス法

第二章 法と「理性」論—宗教改革前

第三章 「自然的理性」と「人為的理性」

三 むすびに代えて

五 教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題（続）

（二）世俗権力の正当化と聖職者の係わり方—「権威」と「権力」の癒着の理論的契機

（1）本項の問題点

「教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題」の第二の問題として、先に指摘した如く、教会が世俗権力の実力をそのままの行使を正当化した点、とくに、聖職者が世俗権力にどのように奉仕してきたかという点と、その中でも、当時の世俗権力が慣習的にその権力を行使した側面が大であったとき、教義から物事を位置づける教会側が、具体的にその慣習をどう見ていたのかという点を、すなわち、要約すれば、「教義」と「慣習」という問題を取り上げておきたい。

そもそも聖俗裁判権の競合関係を瞥見する中で獲得した情報として、世俗法に対するローマ・カノン法の影響を無視することのできないことを知りえた。⁽²⁾

しかし、その影響は、イギリスの場合、大陸ほどではなく、したがって、慣習法の存続が頗著であったことは、たびたび言及してきた。⁽³⁾

だが慣習は多元的であり、相互に異質の要素をもちあわせている。それを、单一の教義に纏め上げ、社会意識として定着させるのは、かなり精緻な観念的な作業を必要とする。しかし、そこに必要な統一的要素となる教義と慣習との間の調和のための作業は、多元的な慣習との関連で、当然に、地域的に見て個別的にならざるをえない。そこで、ここで

は、その前提として、統一教義の樹立過程と、そこから見た慣習の地位づけの問題に言及しておきたい。

そもそも、イギリス法を中心にしてこの問題を考える場合、イギリス法に対しても、當時カトリック教会の統一教義を究極的基盤とするローマ・カノン法が、イギリスの慣習法をどう取扱つたかが問題とされざるをえなくなる。一般的には、ローマ・カノン法はイギリスへなかなか及び難かつたといわれている。⁽⁴⁾しかし、イギリスもローマ・カトリック教会の支配下にある関係上、イギリス法に対して、ローマ・カノン法の影響が全然及ばなかつたとはいいけれない。⁽⁵⁾この点、従来としてもわが国の研究者の間で指摘されなくはなかつた。⁽⁶⁾しかし、多くの場合、抽象的に言及するか、あるいは、ローマ・カノン法の影響と言つても、内実はローマ法の影響を問題とするに過ぎなかつた。なるほど、一二・一三世紀において、ローマ法の再生があり、その研究熱が大陸において顯著であったという指摘はよく見かけるが、それが当時の西欧社会の普遍的「権威」を保持した教会関係の聖職者を通じて行われた点が、イギリス法研究上とかく捨象されがちである。⁽⁷⁾

ところで一二・一三世紀におけるローマ法の中心部分をなす「ユスティニアヌス法典」の研究成果の援用は、主として三つの法領域に関わっていた点を想起せねばならない。すなわち、第一は、これまでしばしば掲示した如く、その「権力」、ことに教皇・皇帝の「主権」論の正当化の問題にかかる⁽⁸⁾、第二は、裁判における訴訟法にかかる、第三は、今日でいういわば「私法的」部門に關わる分野であった。しかし、その反面、「権力」の行使の優れて當時主要部分であつた「刑法」の分野をどのように捉えたのかという問題は、このローマ法の影響を論じる場合にしばしば一部の部分を除き、視野外におかれる傾向にあつたといえよう。⁽⁹⁾そのことは、裏返せば、当時におけるローマ法に対する「認識」の次元と、当時の「法的需要」から生じる現実的な法的処理を担当する実務家の間における「実践」的認識の次元との間に、当然ギャップが存在したことを見定せねばならぬことを意味し、それを誰がどのように埋めるかが問題とな

らざるをえなかつたし、そしてそのことを考究することが、その当時の問題を考察する場合には、主要な課題になるべきであつたことを意味する⁽¹¹⁾。なるほど、当時において、ローマ法の研究の成果が現実の実務と結合してくるのは、後期注釈学派を媒介とした一四世紀末からであり⁽¹²⁾、当面の探究時期から少し遅れるが、しかし当時においても、現実の問題として、世俗権力の裁治権の担い手に関する聖職者の力を考慮せざるをえず、さらにまた、裁判関係において、世俗社会における司法組織に対する教会の夫の優越性の問題を考慮に入れるとき、当然に、その訴訟法上の影響も大きく、研究課題として、その検討が不可避であつたのにも関わらず、とかくその内容まで立ち入つて検討されることが稀薄であったように思われる⁽¹³⁾。

さらに、国王という世俗権力の支配の強かつたイギリスの問題を考察するに当たつては、ローマ教会の裁治権ならびにカノニストあるいは聖職者との関係で、一体ローマ・カノン法が影響をもつたか否かということではなく、どのような形で影響したのか、また、その間に存在するギャップをどのように埋めたのか、さらにそこで、従来の慣習法とどう調和したのかということを眺めてみなければならなくなる。しかし、その点は、本稿においては、部分的にこれまでも言及してきたが、包括的には、後述の「世俗裁判権」の考察の後に行いたいと考えているので、ここでは、それらの考察の前提となる理論的問題だけを取り上げることにする。とくに、「教義」と「慣習」の問題に関して、カノン法に基づく判断における推論方式と、慣習を重視する判断における推論方式とでは、基本的に異質のものがあるので、イギリスにおいて、その点をどのように調和させたかという点は考察しておかねばならないと考えている。そのことが、当面の課題にかかるイギリスの特殊性の摘出に欠かせないと考えたからである。そして、その上で、そのギャップに対する現実的処理としての「慣習法」の存在をカノニストたちがどう評価するかという問題を次の項で取り上げることにする。

だが、かかる検討をするためには、若干の迂回的作業を必要とする。

まず、そのための前提として、法判断に関し、大陸においては、一体どのようにローマ・カノン法の推論方式が展開されてきたのかを確認しておかねばならない。⁽¹⁴⁾

そしてそのためには、さらに、この問題へのアプローチとして、一二・一三世紀において、西欧社会を包摂し、普遍的組織として確立したカトリック教会を擁護するカトリック教会法と教会裁判所の体制に影響されながら、一二世紀の「法ルネサンス」以来生み出されてきた「注釈学派 Glossators」ならびにカノニストに着目し、これらの人々がこの問題についてどのように考えていたのかという問題をこの取り上げることから始めねばならない。⁽¹⁵⁾ そして、かかる大陸の世俗社会に普及した「注釈学派」あるいはカノニスト⁽¹⁶⁾、とくにデクレチストあるいはデクレタリストのアプローチが、「慣習」に対しても、どう観念していたかを瞥見し、「教義」より発する推論方式⁽¹⁷⁾と、「慣習」に拘束される裁治権の行使方式の違いと、現実社会における両者の妥協形式をさぐり、より一般的な課題である「教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題」の考察の一環としたい。

なおこの問題は、本稿における一つの大きなポイントになる点があるので、後でも詳しく取り上げることにしたいと考えている（第二節第二款「社会意識の変容」）。またこの「注釈学派」は、いうまでもなく一四世紀以降に流行する「後期注釈学派 Post=Glossators, Commentators」と区別して取り扱うものであることも断わっておきたい。すなわち、そこには質的相違が存在するようと思われるがゆである。また、この「注釈学派」の時期は、カノン法における「デクレチスト Decretists」「デクレタリスト Decretalists」に先立つ時期と考えてよいように思われる。なお、かかる法学傾向が「大学」の法学教育から生みだされた点に着目し、包括的に「スコラ学」の中で考察される場合もあるし、また一部ドイツ法制史学においては後期注釈学派を含めて「学識法ないし学識法学」と捉える事例も見い出す。⁽²³⁾

しかしこここの箇所では、これらの諸点を加味しながらも、「注釈学派」と「後期注釈学派」を区別し、特に「注釈学派」の制度的影響について警観することに重点を置くことにする。「後期注釈学派」の存在は重要であるが、少し後の時期に属するので後述する。

それゆえここで検証には、一二・一三世紀における「注釈学派」とカノニストとの係わり方が、実は次の時期への飛躍の要請を包摂している点を重視する観点に立つて、アプローチするものであることを断つておきたい。⁽²⁴⁾

そこで、ここに含まれる問題点を要約しておくならば、以下の諸点となるであろう。すなわち、

① 本稿の課題の一つである「権威」と「権力」との関係からみた場合、権力行使の「正当性」の論拠の探究が一つの課題となっているが、それが神学的見地から見た場合の「正当性」の論拠と世俗的見地からの「正当性」の論拠との違いが何時から生じ、しかも前者から後者に移る場合に、その接合性が存在したかどうかを問題とせざるをえない。この点を法学的に見れば、カノニストと市民法学ないし法実務家との関連性の存否を検討せざるをえなくなるということになろう。⁽²⁵⁾

② もし接合性があるとするならば、ここでは、神学の法の「権威」の観念が、世俗法の「権威」を裏づけるのに役立つたか否かが問題とされざるをえない。

③ さらにその問題は、この時代を支配した「注釈学派」等による把握が、この問題にどうアプローチしたかということに関連せざるをえないが、その場合に、「注釈学派」等がその究極的判断基準をどう設定したかが問われねばならないだろう。かかる場合に、ローマ法の論理がしばしば援用されるが、そのこととカノニストの採択してきた「正当性」の基準との関連がどのように展開されたかが問題とされざるをえないし、また、もし関連性があるならば、かかる客観的基準の採択の意味づけが問題にされねばならなくなる。

④ 最後に、特殊「注釈学派」の社会的役割として、法イデオロギーの形成における役割を看過することはできないであろう。「注釈学派」はユスティニアヌス法典との関わりで紹介されることが多いが、「注釈学派」のもう一つの役割として、それ自体では未だ体系的研究とはいひ難いにせよ、しかし、観念的な法体系の形成の道を開いてきた点は無視しえないだろう。法と道徳律「社会規範」の関係は今日なお課題として残っているが、法が自己完結的体系として観念される近代法学は、一九世紀になつてやつと完成してくる。しかし、法を法そのものとして把握し、社会規範、政治規範と切斷された形で把握されるその萌芽が、この「注釈学派」にあつたことは忘却しえないのであろう。たとえ「後期注釈学派」によつてその作業が一応体系化されるにせよ、まず「注釈学派」の萌芽的意義を探索しておくことも無意義ではないであろう。

近代法学がローマ法の繼受を重視し、大陸法と英米法との違いをローマ法の繼受の有無に求める法学的思潮が、これまでの法学全般の傾向であったが、近代社会は、中世社会の中から形成されるものなので、かかる意味では、一二世紀のローマ法の再発見が、当時の社会的状況の下で大きな意味をもつにせよ、その研究成果が当時の政治的法的需要にどう適合したのか、それが近代社会形成とどう係わってきたのかというプロセスの検討を抜きにして、近代社会との接合性を云々することはできないものと考えている。かかる意味では、「注釈学派」から、デクレチスト、デクレタリストを経て後期注釈学派へと展開していく過程の分析は、これまで往々軽視されてきたが、聖俗両権力の絡む現実社会での機能分析上欠くことのできない要点になつてゐるものと思料している。⁽²⁶⁾ キリスト教の教義から言えれば、異質の土壤で開花した法成績であるユスティニアヌス法典という形をとつたローマ法が、当時の教会の裁治権の中にどのような論理で取り入れられたのかということは、この時代の裁治権の問題の中心的課題であるし、それゆえ、キリスト教の教義から世俗社会の諸事象を判断する場合の推論方式と、他方厳然として存在した慣習を基にする推論方式とでは矛盾する

ものをもつと考えるから、それをどう論理的に調和させらるかは、當時でも重要な課題になつてゐたはずである。

そこでとりあえず、ここでは、教皇の裁治権の問題を検討するという課題から、カノニストたるデクレチスト・デクレタリストが、世俗社会をどう見ていたのか、そして、それが「注釈学派」とどう係わりをもつたか否か、そしてさらに世俗社会の自立性を眺めるために、自然法の概念がこの問題にどう係わつてきていたのかを警観しておきたい。このことが、教皇の裁治権が「慣習」をどう取り扱つたかの前提となるものと思うからである。

そこで以下の項目を立てて考察しておきたい。

- (1) カノニストは、世俗社会をどう捉えたか？
 - (2) カノン法に内包される「自然法と理性」論——トマス理論
 - (3) スコラ学者の実務觀と自然法的觀念との係わり
 - (4) 世俗法におけるカノニスト的推論方式の確立の端緒
- 特にイギリスの影響を考える場合に、グランヴィルにはヴァカリウス、ブラクトンにはアゾの影響力を考慮する必要があると思われる⁽²⁷⁾ので、これらの人々のこれらの流れの中における地位づけをとりわけ重視してみたいと考える。
- もつとも、たびたび断わつているように、これらの点の探究をとくに心がけてきたわけではない私としては、先人の業績の中から、当面の課題に必要と考える分野を紹介し、問題の所在を明らかにできたらと考える程度に止まらざるをえない。

(1) 抽稿、前掲一〇巻一号六四頁以下〔五 教会權力の世俗化と若干の法理論的検討課題〕の項参照。
(2) Robinson, op, cit., p. 83. 「カノン法の地方的適用」〔5・7・1〕。「正当な戦争の理論の叙述〔拙注、同書八〇頁以下の「カノン」

ストと『正当な戦争理論』は、他の分野におけると同様にいの分野においても、カノン法が合法的権威と適正な服従の概念を発展させたかを例証している。」

(3) 大陸における「慣習法」の存在も、けヽして無視しらるぬのではなかつた。その点につゝてはより立ち入つて説明しておかねば誤解を生じるかも知れない。W・ヒンケルマン、「中世イタリア法学史抄」(培浩著作集「西洋法史研究1」)『西欧における法認識の歴史』所収)、信山社、平成四年、一九一頁以下〔慣習法〕参照。この点については後述する。

ただ、中世の特色として、ius commune なる概念がある「後出」。それは、領域に妥当する慣習法と異なる。そゞで、それと個別領域に妥当する慣習法との関係を明らかにするといふが中世の法現象を分析する上で重要になつてくる。ヒンケルマンは、その点について、以下の如く掲示していふ点は考慮に値する。すなわち、

「慣習法『consuetudo』、『iusus』、『mos』としつば、一方では普通慣習法が、また、他方では、部分領域性が、考慮の対象と成る。前者は、実務を指導したまは支配する法学説の影響の下に形成されまた作り上げられるのであつて、一二世紀以来、一切の分野における法発展および司法文化にとって大きな意義を持つに到る。後者は、自身の支柱を、普通法的実務慣行に抗しつゝ、大抵は、条例立法およびラント立法の中に置くのであって、それ故に、いわゆる立法から法典編纂によつて不斷に受け容れられるのであるが、全体としては、普通法によつて制限される。」一九一頁。

しかし、いの点は、イギリス法が具体的に大陸法と異なつてゐる点やあらむ論われてゐるので、後に再び採り上げたい。

(4) 拙稿、前掲五卷一号四七頁以下。マーム会議の決議の箇所参照。

(5) 拙稿、前掲四卷三号九八頁、一〇一頁、一〇三頁。なお、Holdsworth, op. cit., [Some Makers], p. 8 et seq. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, pp. 143~4. ローリング、前掲「ヨーロッパ法文化」一〇頁以下〔ヨーロッパ文化〕の項参照。

(6) 例えば、高柳賢三、前掲「英法講義第一巻」五七頁。

(7) 後に触れる「ベロア学」の担い手が、ほとんど聖職者であつたゞが想起されねばならぬやうである。

cf. Stephan Kuttner, Studies in the History of Medieval Canon Law, 1990, Chapter VI [Some Considerations on the Role of Secular Law and Institutions in the History of Canon Law], esp. p. 352 et seq.

(8) 拙稿、前掲三卷二号五一六頁、四七頁注(73)参照。なお、世良晃志郎、「西洋中世法の理念と現実」、創文社、一九九一年、110—111頁。世良は「法と権力」を考察する過程で、学説彙纂の引用により、一一五八年皇帝フリードリッヒ一世(一一五一—一一九〇)が君主立法権の観念を公然と主張し、それまでの「ヘヤクの主権」観念を破つたことを摘示しているのは、その一例となる。されば、フリードリッヒ一世(一一五一—一二五〇)の諂文書にならぶ、「君主は法の拘束からの解放をれてゐる」というローマ法的表現や、主権概念の前駆ともいふ『完全権力』(plentitudo potestatis) の語がこゝに用ひられてゐる。

なお、cf. Tierney, op. cit., p. 97 et seq. ハウジング主権論争の表現が裁治権の争いとなる例を掲示している。すなわちティアニーは、叙任権闘争の後の一一五〇—一二五〇年の期間の「教会と国家」の紛争の性格について、次の如く述べている。「問題になつてゐる係争は、明らかに、叙任権闘争に含まれたものよりも政治的なものであつたし、また、教会と国家に関する理論的論議は、より法的言葉で行われた」と。教皇と世俗君主のそれぞれの支持者は、「法的事案の正確な種類が教皇によつて判断されるものは一体何かを、教皇の立法的権威に（なんらかの）制約があるとすれば何かを、法的制裁が世俗支配者との処理上に用いられるものがあるならばそれは何かを、そして、世俗君主の裁判所からの上訴を聴聞しらるかどうか」ということを画定しようとした」ということを巡つて争つたからであるという。九七頁。ハウジングで利用されてくるのがローマ法の法理であつたことはいうまでもない。

(9) 教会裁判所の刑事手続については、拙稿、前掲四卷一号三一頁以下参照。イギリスの特殊性については、拙稿、前掲五卷二号一七四頁以下参照。なお刑事法へのローマ法の影響については、拙稿、前掲三卷二号四六一七頁注(70)で Kuttner の指摘を紹介している〔一一四〇年年のグラチアヌス教令集の意義〕。しかし、教会裁判所における糾問主義が、世俗裁判所の刑事手続にどう影響したかが、ハウジングでは主要な問題で、刑事法全般への影響は、ユスティニアヌス法典が民事関係に影響を及ぼしたような形では見出されない。また事実、カノン法の刑事手続への影響は、糾問主義に最も端的に現われるが、それが具体的に採択されてくるのは、その後の世紀である。cf. Robinson, op. cit., p. 85 et seq.

なおローマ・カノン法が当時の法的需要に応じる形態の中で、先に触れた「ius commune 普通法」の存在が無視されえないが、その点、後に触れるとして、ハウジングでは取り敢えずショロッサー、『近世私法史概論』、大木雅夫訳、有信堂、一頁以下「1 普通法 (ius commune) としてのローマ・カノン法」「1 ヨーロッパ法学の諸基礎」を紹介しておきたい。

「諸国の私法体系の発展は、ヨーロッパでは一元的基礎のもとに起つた。」「中世の法学校が媒介した一つのいわゆる学識者法 (gelehrte Rechte)、すなわちローマ法とかノン法がその共通な基礎となつた。」「それらの法秩序の淵源は、ハウジングの大きな法律書にあふるねでいた。すなわちローマ法は、ユースティニアヌス法 (Justinian I. 在位五二七—五六五年) の『市民法大全』(Corpus iuris civilis)において、そしてローマ法の影響を受けた教会法は、『カノン法大全』(Corpus iuris canonici)においてである。」一頁。

「五世紀から一六世紀には、ヨーロッパ大陸のどこでも、ローマ・カノン法を諸國家、諸領邦、諸地方の法にとり入れる継受がたけなわであった。」「ハウジングの出来事は、法文化史的にみて重大な相互的影響と渗透をひき起した。統一的・ヨーロッパ的な法学は、そこから発展した。」一頁。

「ハウジングの新しい法学は、中世において学識者法を手直しし、かつそう発展させる」とにかかりあつていた。「その目標は、雑然たる実定法の集録から法形態、法原則および一般的法学説の基本的蓄積を獲得し、引き続きそれらを磨き上げ、いつそう発展させる」とであつた。理論ならびに裁判実務にも支えられたその活動の成果は、膨大な、学問的価値高い法文献 (Rechtsliteratur) のなかに

は「きり実現されていた。」一頁。「ローマ法の学説（ローマ法学 Legistik）と教会法の学説（カノン法 Kanonistik）は、たとえば一般的契約法、不当利得法および損害賠償の考え方において成功した。」一一一頁。「封建制の構造をもつ中世社会のために、学識者法理論は、土地の処分権と用益権というその時代にふさわしい体系（分割所有権）を創造した。」「親族法と相続法の分野では、カノン法の学説が新たな法原則を発展させ、家族的束縛に基づく古い法としきたりを駆逐した（婚姻締結の諸方法、後見、遺言による死因処分）。」二頁。

この叙述は、後述の一五—六世紀の ius commune を想定して書かれたもので、一一一三世紀の状況を想定してのものではないが、前述の如くローマ・カノン法がどのように当時の法的需要に対応してきたのかという点に関し、その内容を知る一つの手掛りとして紹介したものである。そして、これによつても知りうるよう、民事関係が主要な内容をなしている。

(10) これまで考察してきた如く、そこには封建法、相続法、また、特殊な刑事法に基づく裁判需要が存在した。これらの法分野は、当時においては極めて重要なものであったことを留意しておかねばならぬであろう。また刑事手続法におけるイギリスの陪審制度と大陸法における糾問主義の分岐は、イギリス法と大陸法の分岐を表示するメルクマールとしてしばしば指摘されてきている。したがつて、かかる現実の法的需要をどう処理したかは看過しえない問題である。拙稿、前掲五卷二号一八四頁以下。小山貞夫、『絶対主制期イギリス法制史抄説』創文社、一九九二年、三頁以下〔第一篇 陪審制と職権的糾問手続への史的岐路——英米法と大陸法についての一つの覚え書〕参照。（なお、大陸法に影響を及ぼしたカノン法に関し、拙稿、前掲四卷一号三一頁以下参照。）

(11) 前述のエンゲルマンの指摘をここで紹介しておきたい。すなわち、「注釈法学者衆は、『学説彙纂』、一の二の三二以下、および、『勅法彙纂』、八の五三に基いて、教会の司法からする利害の関心および宗教的また習俗的な法理解からする利害関心から慣習法の承認を制限する教会法に影響せられないままに、慣習法に関する学説を発展させた。注釈書（＝アックルスィウスの『標準注釈書』）が、その後の学説および実務の基礎と成る。」「そして、當時現行普通法および自治組織体法ならびに実務の諸要請を眼中に入れていた後期注釈法学者衆が初めて、学説全体を深めまた熟成させたのである。一四世紀の偉大な法教師衆の一一致した教説は、『教師衆の共通の見解 communis opinio doctorum』として、学説上も実務上も、一般的に承認されるに到つた。」エンゲルマン、前掲「中世イタリア法学史抄」、一九一〇頁。

(12) 前出注(11)の後段参照。

(13) この点の考察は、拙稿、前掲四卷一号三一頁で、第二款の課題として留保した。

(14) イギリス法と大陸法との関連を見るための格好の考察対象としては、スコットランド法があるように思われる。そして、ことに、イングランドのブラックストンに匹敵し、かつ、先駆的作業とみなされるところの、スコットランド法の最初の集約書として現われた Stair, *The Institutions of the Law of Scotland*, 1683が、その手がかりを与えてくれるように感じる。なるほど本書は、一七世

紀末の書であるが、それは、その論題にあるが如く、スコットランドの法の諸原本からの演繹であるとともに、市民法、カノン法ながらに封建法との関わりに言及し、かつ、隣国の慣習をも併せて集約したもので、本課題には極めて有益な資料を提供してくれている」とだけ付記しておきたい。

- (15) 法学研究にとって、中世の知的、政治的かつ法的観念の重要性については、それが、近代法の基礎となる法学の形成過程を提示するものであるからである。cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, p. 127.

「一二世紀から一六世紀に至る期間は、西欧史において極めて異色の期間である。というのは、それは、独特の知的観念によって占められていたからである。」

「すべての期間において、法史の過程は、大なる程度、これらの観念の性格によって形づけられねばならない。そして、各後続期間の諸観念は、もし人々の法に対する態度の進化と、生じた準則の理由を理解しようとするならば、把握されねばならない。しかし、この期間の知的観念は、ヨーロッパ史のいかなる他の期間よりも、法的問題に關し、より直接的な影響をもつてゐる。ところのは、それらは、法の若干の種類の準則のコンセプションによつて占められているからである。」「この現象の理由は明らかである。」「それは、この期間が、その知的特徴の性格と恒久性に負つてゐる一二世紀ルネサンスによつてゐるからである。」「したがつて、法的概念が、その知的理想的形成に大きな役割を演ぜねばならなかつたのは全く自然である。」

いうまでもなく、かかる一二世紀における法的要素の重要性は、単にローマ法の再発見のみに負つてゐるわけではない。その背後にはその社会現象を生み出した複雑な背景が存在していたからである。その点、ホールズワースも留意している点ではあるが。op. cit., p. 122.

なお「注釈学派」については後述す。

- (16) カヘリベーリーによては後述するが、なお一般的叙述として、cf. J. W. Jones, Historical Introduction to the Theory of Law, 1940, pp. 19, 107, 248 et seq.; W. Ullmann, Law and Politics in the Middle Ages—An Introduction to the Sources of Medieval Political Ideas, 1975, pp. 108, 111, 165ff. .
- (17) ハの点の後述するが、cf. Helmholz, The Spirit of Classical Canon Law, op. cit., pp. 88 et seq., 394 et seq.
- (18) 池上俊一、「動物裁判」、講談社現代新書、一九九〇年、110回頁。「注釈学派と『クラシック教令集』の注釈家たる教令集学者たちの議論は、やがてヨーロッパ学者たちも合流する」ハジカルがおどよど異なつた「自然法」の議論が生まれてゐる。
- (19) 後出〔第二部第二款「社会意識の変容〕〔一 大陸における変化〕〔I ヨーロッパの繼承面と拒否面〕〔II ルーベー聖職者と世俗法の接点としての大学〕の項参照。また後述後期注釈学派については、前述の箇所の中、「後期注釈学派の役割と『体系化』の問題」に触れるところがある。それと〔第四款 ロマン・ロウと理性論〕〔一 理性に訴える方法の発見〕〔二 大陸とイギリスの違い——「理

性」と「衡平」]〔*〔大陸における社会情勢の変化と法の対応〕*の箇所の中で、「(2) 後期注釈学派の対応」に言及するつもりである。

なおマルタン、前掲書におちるbardeurist に関する箇所として、III-1四項〔六三〇頁以下〕、III-1五項〔六三二頁以下〕、III-1六項〔六三四頁以下〕参照。ミツタイスリリー・リッヒ、前掲〔Glossatoren〕四四六頁参照。

さらに法学研究者の間では、「注釈学派」と「後期注釈学派」の訳の用法については、ほぼ一致しているように見受けられるが、それ以外の研究者の間では必ずしも統一されていなかった。たとえば、ヴュルジュ、『中世の大学』を訳した大高順雄は、「十三世紀半ばまでの学派を「注解派」glossateur と訳し、「十三世紀初頭の「注解派」に次いで現われたのは『注釈派』commentateur である」と訳している。前掲一〇九—一〇頁。

(20) デクレチストについては後述する。

(21) デクレタリストについても後述する。

(22) スコラ学については後述する。

(23) 学識（者）法については後述する。なお、河上倫逸、前掲〔法の文化社会史〕、九頁以下参照。「ローマ法の継承とともに形成された法学識はいかに体系化され、実定化され、法生活を支配する制度へと転化するに至ったのか。近代法律学が社会に外的に対峙する存在となってしまった原因の一端に、ヨーロッパにおける近代法律学の形成と普通法 ius commune の成立過程を法意識の担い手であつた学識法曹階層——とくにドイツのそれ——の社会的進出という現象に止目して、接近してみるととした」。

(24) この点について、真に向から指摘しているのがモラルであつた。モラル、前掲一〇八頁以下〔第六章 世界王国をめぐして〕。ちなみにコーリング、前掲〔近代法への歩み〕七〇頁以下参照。

(25) Tierney, op. cit., p. 97 et seq. 前出注(8)参照。

またローレンソンは、ティアリー等に依拠して、カノン法が「合法的な権威 lawful authority」概念と「正直な服従 due obedience」概念を発達させたところ。しかも前者には「義務 duties」を、後者には「権利」の概念を含ませていた。先にも指摘したように、十三世紀には、教皇は、世俗の人々に対するある管轄権を主張し、その管轄権の拡大をはかったが、それにも拘わらず、固有の世俗の管轄権を支持したし、それに諸領域の間に世俗の政府を正当化する実体を支持してきたという。それは後にヨーロッパにおいて国民国家の創設を導いた政治理論における武器を提供してきた。そして十六世紀までにカノン法は、「科学としての公法」の成長と現実の政治に大きな影響を与えて続けた。そして、自然法のあるものはカノン法の法理に多く負っているという。この点はまた後に触れたい。Robinson, op. cit., p. 83 [5:7:1].

cf. Jones, op. cit., p. 11. なおジョーンズは「理論と実務の関係」について、次の点を摘要する。すなわち、

① 注釈学者Glossatores は、注釈のテキストの解釈と体系的な説明に没頭したが、彼らは十分に講座のドアの外で、

その教えたことの多くが効果をもたぬことは十分知っていた。一四頁。

② 彼らは教師であると共に、実務法律家であった。そこで、かかるものとしてロンバルドの準則とが封建慣習法に接触した。そして、次第に「新しい法」が「旧法」から分岐する特定点に注意する」とが普通になつて來た。

③ 現存の制度に取つて替る望みがない場合に、彼らはローマ法の言葉遣いでそれを包み込むことをした。

④ 領主の封臣的保有 *vassal holding* や、テキストの絶対的単一支配 *dominium* を當然 *concede* することは不可能であった。しかし、ローマの *superficiarius*（地上権）へ与えられた種類の *actio utilis*（準訴権）として、彼の救済方法を記述する」とによつて、領主の直接支配 *dominium directum* に対する *dominium utilis*（使用権、下級所有権）を彼に帰れるよう手段をとつた。

⑤ そして、カリヴァルシターブ *universitas* にて語られる、彼らは、意識的にせよ、無意識的にせよ、政治的、教会的、封建的グループをその語で考え、そこでは、相互の構成員の人的関係、あるいは、所有関係、構成員と全体との関係が、ローマの *jurists*（ジリスト）に知られていたものと全く異なつていた。一四頁。

(26) すでに言及した如く、この一二世紀以来の時期に、まさに「法学」が誕生してくる。拙稿、前掲四卷一四九五頁。その問題へのアプローチについて、今道友信は、「ベロラ学」という表題の下で取り扱つた「⁶ 判断弁証法としての *sic et non* の源泉と流布」の項で掲示している点は、当時かかる問題解決方法が喫緊の要務であったことを示してゐる。今道友信、「ベロラ学」（岩波講座、前掲〔世界歴史10中世⁴〕所収）、四四五—六頁。

「スコラはその設立の目的が学問の純粹な研究よりも当初は有識の司祭や官僚を養成しようとする実際的教育機能を果たすことになつた。それゆえ、例外的な聖アンセルムス *Anselmus* (1033~1109) の瞑想を除いては総じて一二世紀での間は興味ある研究は少なく、ともかくも聖書聖伝に典拠を仰ぐ、無難な肯定命題を多く定立しました収集することによって、信仰内容の何であるかを言語化する運動があつたと言つても過言ではない。」四四五頁。「このように学説の基礎を聖書乃至聖伝の引証に求める他律的思维方法は実証神学的方法を言われるが、これは全欧洲の知的世界に神学の初步形態を普遍化せしめるには有意義であつたに違ひない。しかし、人は同じく聖書聖伝に基づかしめても、聖句相互間にも少なくも表現上の相違は考えられる」とはあるし、その上個人の解釈の異同、更には論理学的手法の巧拙などが原因して、長年の間には多くの面で矛盾し合う命題を導出して来る可能性もあるう。」四五五頁。「特に実際の司牧活動の上で一般に問題となつたのは、等しく權威として重んぜられて來た教父達の教会法的規定に関する相互の対立的言表であつた。」四五五六頁。

「一一世紀の法律学者である枢機卿デウスデデ・トゥル Deusdeditus (1100辺) やシャルトルのイーグ・イヴ Ivo (1116辺) のよつた「11世紀初頭の法学者達は、法律言語上矛盾する諸命題を比較検証 *collatio*」『相互の意味解明を期待』 quia unum saepe allud elucidat また「公表せられた時代、風土、人事関係などを顧慮」 Consideratio etiam temporum, locorum sive personarum、以

て仮象の矛盾をもたらした根本的原因を追求することにより、言表上の矛盾は法意味論的に dispensatoire 解決せられるよう試みた。」「この方法は言はゞ便宜的な法解釈の修辞学であり、共同態としての歴史的一貫性を保たしめんがための口実のような面もあるが、權威を基礎にして対立する諸命題の肯定をいかに扱うべきかという問い合わせ的處理の最初の自覺形態であった。」（傍点筆者）。「そしてこれがスコラ学の上で意味深いのは、スコラ的方法の基礎を築いた。ペトルス＝アベルラルドゥス Petrus Abaelardus (1079-1141) (*) の不朽の著書 *Sic et non* (『肯定と否定』) の先駆を成すからにほかならない。」四四六頁。（＊指注、ペトルス＝アベルラルドゥスは、アベルラル、ピュール Pierre Ab(e)lard, Peter Abelard ともわれている人物である。ロイン、前掲〔西洋中世史事典〕一八頁以下参照。）

なおスコラ学については後述する。

またティアニーはこの時代を「法律家の時代」と称しているのも、かかる事柄に関連していると言えよ。Tierney, op. cit., p. 97 et seq.

(27) 抽稿、前掲四卷二号九八頁、一一一頁、一二六頁注(17)、一二九頁注(18)。

(ロ) カノニストは世俗社会をどう捉えたか――トマス以前の把握の仕方

(1) カノニストと世俗社会

(a) 課題とローマ・カノン法

(i) 問題点

この問題については、すでに序論的には、本稿では、先に「中世後期における教会の現世の『裁治権』の確立」〔拙稿、前掲〔卷二〕号一九頁以下〕の項目で言及しておっているが、ここでは、それと本項の課題との関連に絞って取り上げるものである。

ところで、中世法制史の研究者である世良晃志郎は、「封建社会の法観念」について次のように述べている。⁽¹⁾ すなわち、

「ドイツの中世のことわざに、『衡平と慣習とから一切の法が生まれる』というのがある。」「このことわざは若干の誇張をふくんでおり、慣習に由来しない法もあつたようにもみえる。しかし、実はそうではない。というのは、部族法典というのは、それぞれの部族のその当時の慣習法を記録したにすぎないものであり、また、勅令は、慣習法が国王の立法権をみとめた枠内でのみ発布されたものであり、慣習法を破つたり、これを改正したりする力はもつておらず、いわば慣習法を実施することをその任務としたものだからである。」

「第一期の封建社会においては、あらゆる法がその効力の根拠を最終的には慣習法に負っていたのである。だから詮じつめれば、慣習法以外には法はありえなかつたといつてもよいことになる。」

この指摘は、成文法社会以前の社会では、慣習法が社会秩序のための規範として機能していたという点で、単にドイツのみならず一般的の現象として認めうるものであろう。

ところで、この慣習にたいして、世俗社会においても、教義の優越性を教会が説くに至つたメルクマールについて、世良はまたつきの如く述べている。⁽²⁾

「教皇グレゴリウス七世（在位一〇七三—八五年）は、その在位中に、アヴェルサの司教に対して次のような書簡を書いている。『主は《われは真理と生命とである》といいたもうことを注意しなければならならない。主は《われは慣習である》とはいわれなかつたのであり、《われは真理である》といわれたのである』と。それから少しおくれて、教皇ウルバヌス二世（在位一〇八八—九九年）は、一〇九一年、フランデルン伯に書簡を送つて、『貴下は今までこの地方の古来の慣習にのみしたがつてきたといわれるのか。しかし、貴下は、神が、わが名は真理なりといわれ、わが名は慣習なりとはいわれなかつたことを、承知される必要がある』と説いている。」

この一世紀末頃から、世俗社会における世俗的慣習に対しても教義の優越性が特に説かれるようになつたことは、

教会の世俗的権力に対する対応が、とみに変化したことはいうまでもないが、では、それまでの教会の態度はいかなるものであつたろうか。

きわめて概括的にいえば、一三世紀半ばまではアウグスティヌスの理論が支配していたといわれる。もとより、制度史的にみれば、一個人の思想が、直ちに制度に昇華するわけではない。いかに個人の思想が時代を象徴する思想であつても、それが制度内に定着する場合には、その思想の一局面のみが社会的には強調され、あるいは歪曲化されて、その一部分のみが、社会的意識として普及し定着することが極めて多いことは、経験的に明らかなところといえよう。したがつて、一個人の思想と制度的観念との間には、それらが関連性を有する場合にも諸媒介環の存在が必要であるし、その検討が要求される。そこでその点を考慮しながら、カノニストが世俗社会をどう捉えるに至つたかを瞥見するため、まずアウグスティヌスの見解から触れねばならなくなる。そして、アウグスティヌスの場合にも、その思想が世俗社会に支配的影響を及ぼしているという場合には、その個人の思想構造とそれを受容した社会意識との関連性を検討しておくことが必要となる。⁽³⁾

しかし、この作業に入る前にも、この点に係わつて若干の迂回作業がまた必要になつてくる。すなわち、これまで、カノニストとかローマ・カノン法といった概念をしばしば使用してきたが、その概念規定をことさらには行つてこなかつた。しかし、当面の課題にアプローチするためには、些かこの概念の明確化が要求されると思うので、ここでアウグスティヌスの見解に言及する前に、これらの概念の輪郭について言及しておかねばならなくなる。但し、この点についても、専門外なので、先人の業績を要約して取り上げるに過ぎぬことは断つておきたい。

(1) 世良晃志郎、前掲「西洋中世法の理念と現実」、二一八—九頁。

(2) 世良晃志郎、前掲二四六—七頁。

(3) アウグスティヌスがイギリス法学へどのような影響を及ぼしたかという問題は、極めて薄いというのが常識のようである。トマス・アキナスと違い、言及されることは殆どない。しかし、大陸法への影響は、トマスの出現前における権威書としての影響を保持していたので、イギリス法と大陸法との対比を瞥見する上でも、アウグスティヌスへの言及は避けられない。しかし、ここでは脇道の問題となるので、必要な限度に止めたい。

(4) 拙稿、前掲、教皇の裁治権の「イギリスの特殊性—複雜性」の箇所で、しばしば言及してきた。例えば、四卷二号九二頁以下で、「ノルマン征服から一一四〇年のグラチアヌス教令集頃までの変化との比較」の項において、イギリスと大陸との比較検討作業として、ローマ・カノン法の影響の有無に触れている。これに対し、大陸ことに都市へのこの法の影響については、八卷一号一一〇頁以下「都市法と教会法」で言及している。その他でもしばしば使用してきたが、この概念の使用を無規定に使用してきている。この概念のローマ法との関係を明らかにせず使用するのは、やはり無理があるものといえよう。例えば、コーリング、前掲「ヨーロッパ法史論」三〇頁では、「学識ローマ・カノン法」なる概念も使用されている。したがって、この概念内容を明確化する必要性に迫られてくる。

その他、本稿において「ローマ・カノン法」に言及した主たる箇所として、四卷二号九六頁、八卷一号一三八、一三九、一六八頁、またローマ・カノン法の旧法時代に関して、同九二頁、さらにその研究に関して四卷二号九八頁等で言及してきている。

(ii) ローマ・カノン⁽¹⁾法

前述の如く、これまでしばしばローマ・カノン法なる概念を使用してきた。しかし、異質の土壤に誕生したローマ法とキリスト教ないしカノン法とが簡単に融合しなかつたことも事実である。⁽²⁾これら異質の法をローマ・カノン法と称せられるものに作り上げてきたのが、実は、この期の注釈学派であり、デクレチストであり、またデクレタリストであり、後述する後期注釈学派「注解学派、助言学派」であったことができよう。

しかし、この問題に触れた点を振り返ってみると、必ずしも、ローマ・カノン法に密接にかかわる「注釈学派」「デクレチスト」「デクレタリスト」の語の使用方法も、本稿では明確化されてこなかつたし、また、イギリス法学において

ても、この概念の明確な概念規定があつたとはいえないようと思われる。⁽⁴⁾しかし、このことは、イギリス法史学において、この時期におけるかかる動きの重要さを無視していたとはいえないようにも思われる。⁽⁵⁾

そこでまず、これまでローマ法といわば、しばしばローマ・カノン法と言つてきている点から触れておきたい。すなわち、先に触れたように、一体世俗社会の法として誕生したローマ法と、キリスト教という靈的社會に妥当するカノン法が、なぜこの中世においては、ローマ・カノン法という概念で語らねばならぬことが多くなつたのかという問題から言及することにしたい。この問題は、理論的には、それ自体で一つのテーマを構成しうるほどの、大きな問題であることにには疑いを容れないが、案外このテーマに我が国で言及するものは少ないよう見うけられる。敷衍すれば、此岸の社會を前提として誕生したローマ法を、彼岸を前提として組織化された社會のカノン法に結びつける要因はなにか、そして、それがまた、いかに世俗社會において機能したのかという点に問題がある。

もとより、この結びつきは、歴史的契機によるもので、なんら論理性を前提にした結合ではないということが、かかる問題の前提となるであろう。しかし、それにも拘わらず、かかる結合形態が、中世社會において受け入れられてきたことも事実であり、その結果当然に、その結合の合理性が主張されざるをえなくなつてくる。しかし、そのことは決して合理性を貫徹させうるものではなかつたことも、その内容が変化し、ローマ法の繼受という概念だけが後迄西歐社會に残り、ローマ・カノン法という概念はその影を薄くして行つたことよりも明らかであろう。⁽⁶⁾したがつて、その結合自体の歴史的意義を探つておくことは、この當面の考察時期後におけるその影響の有無・度合いを探究する上で必要になつてくるものといえよう。

本稿でも、先にローマ法とカノン法の結びつきについての言及のあつたことには触れてきたが、その結びつきの内的関連性までは掘り下げなかつた。そこでその点をここで取り上げておくことにしたい。

そこでとりあえず、単にローマ法と言われず、ローマ・カノン法と言われるに至った経緯として、(1)ローマ法の再発見と「注釈学派」、(2)ローマ教会の、西欧社会における普遍教会としての役割の確立、(3)教会の世俗化と世俗権力に奉仕する聖職者のインテリ層の形成とその機能という項目を建てて、世俗法次元でローマ法がカノン法と結合する歴史的経緯に触れておきたい。そして、次の項目で、「カノニスト」と言われるグループについて、若干のコメントを加えておくことから始めたい。

① ローマ法の再発見と「注釈学派」

ローマ・カノン法の成立のためにには、まず中世におけるローマ法の再発見という歴史的事件の先行が必要であったが、その点に関しては、既に多くの人々が言及しており、ここで改めて考察するまでもないことであろうし、また、拙稿でも、すでに「ローマ法の再発見とカノン法との結びつき」という項目で、本項の課題とは少しズレルが言及している。⁽⁷⁾

ローマ法研究が、一一世紀末から一二世紀初頭にかけて、イタリアのボローニャにおいて復活してくる経緯については、未だ不明な点が多いといわれているが、そこにイルネリウス Irnerius (一〇五〇年頃—一一三〇年頃) がいて、その契機をつくり、それがローマ法研究のセンターになつたということ、そして、そこに「注釈学派」と呼ばれる集団が形成されたことだけは事実と受け止められている。ただここでは、そのイルネリウスは元来法学者ではなく、ボローニヤで文法学者「修辞学者」として教えていたこと、したがって、初め、そのローマ法の文献の注釈に没入していくが、ついには、修辞学から独立した「法学」の教授をするに到り、その点で著名になつたことを付言しておきたい。⁽⁸⁾ そしてそれがまたアックルシウス Accursius (一一八二—一二六〇年以後没。一二六〇年以前に『標準注釈書』を表わす) によって集大成されたことも贅言を要しないであろう。

しかし、ローマ法が再発見されただけでは、その後の西欧社会の法制度に影響を及ぼしたような社会的力は生じてこ

ない。そこで、この再発見を社会的影響力をもつものに換えていた社会的な扱い手が存在せねばならなかつたことが重要である。その第一がいわゆる「注釈学者」達であったことも周知の事柄である。⁽⁹⁾

この「注釈学派」の研究も既に多く存在し、本稿で改めて取り上げるまでもないほどであるが、本項の考究目的に照らし、若干の点だけ補足しておきたい。

先に掲示した如く、ローマ法を再発見したとしても、それに注釈を加える作業が、当時の社会的需要に適合していたかという問題が重要であり、そこでローマ法がどう受け止められたかが問題にされるべきをえない。なるほど、この再発見以前に、北イタリアのロンバルティアの法学校では不完全ではあつたがローマ法の知識は知られていた。⁽¹⁰⁾ それがローマ法の再発見を契機として誕生した「注釈学派」によって、「ボローニャ方式」といわれるような形にまで、どのような経緯を辿つてローマ法研究教育が行われて行つたかが、ここでは問題にされねばならなくなる。⁽¹¹⁾

なお「ボローニャ方式」についても、この概念を使用するか否かは別として、いろいろの人々が語つてているので贅言を要しないところであるが、「ボローニャ方式」と「注釈学派」との関係、ならびに、「ボローニャ方式」の社会的役割について眺める上で、「学問としての研究」と「職業としての追求」を区別して眺める必要があるので、ここでは、それを分けて簡単に触れることにしたい。(因に河上倫逸は、「ボローニャ方式」という場合に、その研究・教育方法に力点をおいているようである。⁽¹²⁾)

この「ボローニャ方式」は、いさまでなく「学校」における研究・教育の過程で生み出されたものである。

「ボローニャ方式」の研究様式のポイントは、注釈 gloss の作成、初期スコラ学的方法 (sic et [qua] non) に做つた鑑別 distinctio の作成⁽¹⁶⁾、要約 summae の作成から成つていた。⁽¹⁷⁾ ことにこの当時の知的状況を背景とした「sic et non」の方式の重みは無視しえないものがあつたようと思われる。⁽¹⁸⁾

尤も、これらの研究・教育方式が確立するにはその前史があった。その点に深く立ち入るつもりはないが、前述の教授方式と対比させて、その特徴を浮かび上がらせるためにも若干の点には言及しておきたい。

一二世紀初頭の学校は完全に教会の手中にあり、⁽¹⁹⁾ 都市における大聖堂附属学校が名声を博していたが、概して著名な学校は少なかつたし、注目すべき点として、ドイツでは殆どかかる学校がなかつたといわれていることも摘示しうる。⁽²⁰⁾ しかも、かかる学校における教育方法は、アルクイヌス Alcuinus がカロリング時代の学校で用いた学科＝自由七学科とその教育方法にとどまっていたといわれる。⁽²¹⁾

しかし、かかる教授方法を大きく転換させる契機をつくりたのは、後にまた触れるアベルardoウス（一〇七九—一一四二）であり、前述の「sic et non」（決定版は一一三五年頃）であったといわれている。彼によつて、「三学四科を教える单なる学校から弁証法を引き出して、神学校へ導き入れることについて、他の誰よりも大きな役割を果たしたからである」といわれている。⁽²²⁾ 実にこの弁証法の導入こそが、一二世紀に教育方法と教育内容を大きく変化させた。就中、アリストテレスの「オルガノン」の発見は、大きなインパクトを与えるものであった。学問は聖書の読解の予備としてだけではなく、弁証法により、「厖大な著作物から一定数の哲学的・科学的な問題（quaestiones）を引き出すことが可能になり、その中で人は自分自身と世界と神とについて自問する」ことができるようになつた。⁽²³⁾ 「一二世紀の学校では、知識は再び学問の非功利的目的となり、天啓の書に対立するものとしてではなく、それと併存するものとして、世界の一貫した体系を提起することを目指して いた」という。⁽²⁴⁾

そして、かかる手法は「法学」の分野においても援用されることになつたし、ローマ法の注釈は、弁証法の方式に乗つ取つて編纂されたものについて、矛盾あるいは不明瞭な条項の明確化をはかるものになつたため、前述のような様式になつたといわれている。⁽²⁵⁾ ことに一二世紀末の叙任権闘争は、皇帝派も教皇派も、依拠する権威の根拠が求めざるをえ

なくなつたため、ローマ法に依拠することになり、その起源の探究をはかり、それをクリティーケし、矛盾なき説明をする知的需要が旺盛になつていたという背景があつたため、かかる「法学」の探究方式はますます盛んになつて行つたといわれている。⁽²⁹⁾

そしてそこから、かかる研究状況を前提とした教育方式が生まれてくる」とになつた。⁽³⁰⁾ まず断つておかねばならぬことは、前述の「注釈学派」の注釈の方法は、彼らの教育課程の間に成熟化されたものであつたといふとある。⁽³¹⁾

その教授方法は、法学大全の編纂順序に従つて、その一部一部が講義される。原則としてその各テキストとに論議される。またケース (casus) をとりあげ、そこからテキストを読み上げ、その解釈上の文法的あるいはその統語的问题を扱う。教師は、そゝや similia (類似の章句) に触れ、矛盾すると思われる (contraria) テキストを示す。その矛盾は distinctio (区別) という方法で解決する。その際に、その命題に対する肯定・否定の例、例えば、沈黙は同意を意味するとか、沈黙は同意ではないとかといった例を示す (brocard(ic)a, brocarda)。また法廷の討議で、テキストがいかにして立証として用いられるかを証明し、テキストの一般的適用性を示す。すなわち、法的命題の権威性を示し、とくに重要なテキストを抽出して掲示する (notabilia)⁽³²⁾。そして、最後に、テキストによって示唆された問題を提起して論議する (quaestiones)⁽³³⁾。

ところで、この「ボローニャ方式」が西欧社会に普及したといふことは、この方式の学問的見地からの評価とは別に、それを社会が受容する基盤があつたことを意味する。その基盤の検討は次の項目に譲るとして、その前に、「注釈学派」の学問的功績と離れて、この方式自体が、一種の社会的存在であり、社会的受容に応じている側面のある点を看過することはできない。これを極めて概括的に捉えれば、ボローニャ方式は、後述するカノン法学と結合したという点と共に

に、「教授免許 *licentia docendi*」「教授資格付与」の要素が重視されねばならず、その点を抜きにして、その社会的定着はありえなかつたといふことを摘示しておきたい。そこで、「カノニスト」の問題は次項の問題として、ここでは「教授免許」の点のみに言及しておきたい。

ところで、誰がどのように宗教教育を施すかという問題は、教会にとって大きな問題であつたし、そこから教育に対する教会の独占的支配の試みは一二一・三世紀に熾烈であつた。⁽³⁴⁾ 教育に対する教会の支配の問題は、次の「ローマ教会の西欧社会における普遍教会として役割の確立」箇所で警見するとして、ここでは、「教授免許」についてのみ触れるならば、その第一の指標として、第三回ラテラノ公会議（一一七九年）の決議が注目に値する。この公会議では、能力があると認められる限り、要求するすべての学生に対して大聖堂付属学校校長から無料で「教授免許」と与えるべきであると宣言している。⁽³⁵⁾

だが一三世紀になると、各大学に関し、紆余曲折を経て、「万国教授免許」なるものが出現した。⁽³⁶⁾ それは教皇勅書によつて認められた学校のみが授与しうるものであつた。⁽³⁷⁾ それはそもそも神学教授の資格に関して認められたものであつたため、キリスト教国に普遍的に通用するものであつた。⁽³⁸⁾ しかし、そこから、一三世紀末には、その普遍的価値が認められるこの「万国教授免許」を、ほとんどの古くからの「大学」も受けうるようになつてきた。⁽³⁹⁾ 因に、ボローニャでは、一二一九年に教皇ホノリウス三世によつて、それまで教授たちによつて授けられていた学位が、大聖堂のチャンセラーによつて授与されるという決定が下されたことも付言しておきたい。⁽⁴⁰⁾

概括的にいえば、ローマ法が復活し、カノン法と結びついて行く経緯には、まさに「教授免許」制度による西欧社会でのバックアップがあり、それによつて、かかるボローニャの教授方式が権威をもち普遍化していくことになつたといふ要因が働いていたといえよう。⁽⁴¹⁾

② ローマ教会の西欧社会における普遍教会としての役割の確立

ところで、再発見されたローマ法がローマ・カノン法として成熟するまでには、それを支えた社会体制が必要であつたし、就中、ローマ教会が、西欧社会にあつて普遍教会として確立する必要性があつた。それには種々の要素が絡むが、ここではとくに、以下の諸点を簡単に摘要しておきたい。

まず第一は、ローマ・カトリック教会において、教皇中心の組織化が進んだことが挙げられねばならない。⁽⁴³⁾ そのことは、就中次の二つの側面をもつていたといえる。その第一の側面は、東西分裂「一〇五四年」後、ローマ教会が西欧教会として独立の礎を確保したことを意味する。⁽⁴⁴⁾

第二の側面は、イタリアを中心としたローマ教会が、アルプス以北においてもその体制を確立して行き、西欧教会としての体制を整えていったことを意味する。就中、私教会体制の強かつたゲルマン社会において、世俗権力から靈的権力を独立させ、ローマ教会体制の傘下に包摂したことの意義は大きかっただし、それが、その後の「テオクラシー」確立の道を開いたものといえる。⁽⁴⁵⁾

第二に、かかる西欧教会としての体制確立に際しては、その修道院・修道士の社会的役割を評価せざるをえない。使徒の後継者と目される司教の場合と異なつて、修道院は、教皇の直接の保護の下におかれ、かかる意味では、教皇中心の中央集権化に大きな役割を演じていた。⁽⁴⁶⁾

ところで、聖ベネディクト会あるいはシトー会等を中心とした修道院がいすれも農村・山地を中心としていたのに対して、これら伝統修道士に代わってドミニコ会・フランシスコ会などの托鉢修道士が登場し、その知的活動が社会的役割として評価されるようになつた点は既に取り上げてきたが⁽⁴⁸⁾、ことに都市の発達とともにその活動が農村から都会へと重点を移してきたことが注目されねばならない。そして、教皇は、この托鉢修道士に新しい知的源泉を求め出したと

いう。⁽⁵⁰⁾ここに、西欧の知的活動の担い手が、修道会から大学へ移動する契機があり、スコラ学の隆盛が、西欧社会における知的独占を教会に許容し、その普遍教会としての社会的存在としての地位を確立させる一助となつたといえよう。ところで、大学については、これまでしばしば言及してきたが、ここで摘示しておきたいことは、この期における大学という社会的存在が未だ生成期にあつたため、今日的概念でこれを捉える」とはできないといふことである。大学については、既に多くの文献が存在するので、この期の大学についても包括的な指摘をする」ことをせず、本項に関連ある限りでの言及にとどめたい。⁽⁵¹⁾

先に大学に関しては、「万国教授免許」の点に重点をおいて言及したが、そもそも初期の大学は自然発生的なものが多く、その組織もまちまちであつたことは周知の事実である。⁽⁵²⁾初期の大学は、studia generaliaあるいはstudium generaleとして知られている聖堂附属学校からの生じたものが殆どであつた。universitas ところの語は、今日の総合大学を連想させるものは些⁽⁵³⁾かもなく、一般にギルド、場合によつてはコミュニケーションの意に用いられ、殊に初期においては、studium 内に設けられたところの、外国の教授団あるいは生徒への保護を与えるための事実上のギルドあるいは組合的なものであつたといふ。⁽⁵⁴⁾したがつて、初期の大学の組織形態はマチマチであつたし、ボローニャの大学は特殊であつた⁽⁵⁵⁾」とも周知の事実である。

しかし、本項の関連で重要な点は、先に言及した「注釈学派」の形成に見られる」とく、ローマ法の研究がこのボローニャにおいて誕生し、それに係わる教授をなしうる人材が現実に極めて限定されていたといふことである。したがつて、法学教育がローマ法の注釈に力点を置く限り、ボローニャの名声はほぼ独占的になつた。

ボローニャに集まる生徒の数が、平均一〇〇〇名を数えるといふこと、そして、高位聖職者の多くのものがボローニヤで学んだといふことは、いかにボローニャが法学の中心地であつたかを示すものといえる。⁽⁵⁶⁾先に触れた如く、当時に

おける法的需要が大きく、しかも、それに応ずる知識の供給源が限定されていたことが、この現象を生み、一三世紀に簇出する大学における法学教育が「ボローニャ方式」を採択した所以にもなつてくる。⁽⁵⁷⁾

では、かかる「ボローニャ方式」の普及の状況下で、カノニスト、すなわち、デクレチストとデクレタリストと「注釈学派」との関係はどのようなものであつたであろうか。かかる背景の下で、ローマ法とカノン法が接合する経緯はいかなるものであつたろうか。ここで留意せねばならぬことは、前述の如く、当時の教育が殆ど教会の監督の下で行われたということと、カノン法を学ぶものが「注釈学派」と異なつて、教会法の実施に係わつてくるものであつたということである。

しかし、「注釈学派」と異なつて、かかる教会法の実施に当つては、初期の教父たちの典籍、公会議の決議、教皇たちの布告等、依拠されるべき現実のもろもろの諸規範が存在し、そのいずれかに依拠して法を実施せねばならぬという状況の存在していたことが重要である。⁽⁵⁸⁾ そしてその間に、矛盾の生じることが次第に多くなってきたので、その選択をどうするかは、法を実施するものとしては避けて通ることのできない喫緊の課題になつていた。

その時、ボローニャのグラチアヌスが、一一四〇年頃、この問題点の解決に乗り出して、その作業を行つたが、それが「教会法矛盾条令義解集 (concordantia dis cordantium canonum)」（通例『教令集 Decretum』と称される）である。⁽⁵⁹⁾ この点は著名であり、すでに本稿でも言及もしている。しかし、このグラチアヌスの仕事は、イルネリウスの少し後に、同一の知的雰囲気の下で行われ、カノンを法学の対象たらしめる役割を演じたことが、ハハの課題に係わつてくる。⁽⁶⁰⁾

しかし、ローマ法と異なる点は、先に触れた如く、絶えず公会議の決議・教皇の布告、教皇庁の立法、教皇庁の判例等によつて、教会法は改変・附加されて行く点にあつた。⁽⁶¹⁾ そこで、『教令集』の発表後一五年位の間に、この『教令集』

の分析と附加がカノニストによつて行われたが、彼らは通常「デクレチスト the Decretist」と称われている。⁽⁶⁵⁾

ところで、デクレチストと「注釈学派」との関係は、注で紹介した如く〔注(一)参照〕、彼らは「注釈学派」と同様の方法論を採択してい⁽⁶⁶⁾た。それのみならず、ローマ法はこの時代においてカノン法より精巧であつたため、ローマ法のカノン法への包摂作業がデクレチストによつて行われた。グラチアヌスの作業も、同時代の「注釈学派」のそれに比すならば貧弱なものに過ぎなかつたといわれている。そして、ローマ法の多くが「カノン法化」されたといわれている。⁽⁶⁷⁾しかも、それはボローニャ大学を中心とするものであつたため、ボローニャ大学では、ローマ法の授業とカノン法の授業が共に開かれていたのみならず、双方の学位をもつ聖職者も少くなかつたといわれている。⁽⁶⁸⁾

なおわざに、グラチアヌス教令集は私撰であつたが、その後発せられた諸教令 *decretales* を公的に編纂させた一一一四年の Extra (後に編纂される『教会法大全』の第一部をグラチアヌス教令集が構成するが、この『エクストラ』は第二一部を構成する)と、一二九八年の Sext [第六卷] (『第六卷』は『教会法大全』の第三部を構成し、一三一三年の『クレメンス教令集』が第四部を構成する)等が現われ、それらに注釈と注解を加えた法学者たちは「デクレタリスト the Decretalist」と称せられるに至⁽⁶⁹⁾つた。しかし、彼らの仕事は、グラチアヌスの実質的部分を織り込んでいたので、デクレチストとしての名は消滅してしまつた。そこで、一三世紀末までに、かかる両者の区別をすることの意義が薄れ、単にカノニストとして語るのがより適當であるようになつたといわれてくる。⁽⁷⁰⁾

いずれにせよ、かかる過程を経て、一三世紀末までに、カノン法はローマ法と不可分の関係に立ち、ローマ・カノン法として捉えられる一基盤を形成していく。確かに、これらカノニストは、当時政治教説には副次的関心しかもつていなかつたが⁽⁷¹⁾、しかし、実践にかかる素材を対象として形成された法学の意義は、「注釈学派」の場合と異なつた意味をもつたものといえる。そして、それは教会法の枠内におけるローマ・カノン法の形成の契機であつたといえる。

③ 教会の世俗化と世俗権力に奉仕する聖職者のインテリ層の形成とその機能

では、カノン法のローマ法化の過程が明らかになつたとしても、一体、世俗法としてのローマ・カノン法がどのようにして形成されたのであらうか。

この課題は、前にも述べた如く、法学的見地からみれば、「後期注釈学派」を含めての課題になつてくるが、ここで、その前提として次の点を簡単に掲示しておきたい。

まず、これまでもしばしば掲示してきた如く、この期における「教会自体の世俗化」現象は、この期の一つの特徴をなしている。そのことは、取りもなおさず、教会自体が世俗権力を保持していたことを意味していた。このことが、「聖俗裁判権の競合」領域を生み、教会権力自体が世俗法を処理せざるをえなくなつたことは、先に触れた通りである。⁽⁷²⁾ そのことは、前述の如く、ボローニャを中心とした法学教育の受講生が、この時期には、多く聖職者によつて占められていたことと無縁ではない。

そもそも、教会の「神学」教育の必要性から生まれた学校は、前述の如く、都市の発達と共に都市に移動し⁽⁷³⁾、いろいろの知的供給源となつたが、そのことは、当時格段の進歩を遂げていたアラビア文明の摄取も当然にかかる学校、ひいては、そこから発展した大学においてのみ摄取するルート⁽⁷⁴⁾が拓けていた。その結果、学校教育を教会が独占していくことと絡んで、学校卒業生が知識階層を独占するのみならず、聖職者である卒業生の社会的知識の独占現象を生み出す契機が作られていたことを留意しておかねばならぬだろう。この時代の知的状況のシンボルになつていたいわゆる「スコラ学」が彼らによつて担われる契機は、まさにここにあつたといえる。⁽⁷⁵⁾

しかし、大学に対する教会の監視が強化されれば、それだけ大学の自治的性格は薄れ、知的自由が限界に達する。しかし、かかる大学に対する教会の統制を逃れたのが、その専門性の故に、医学関係と法学関係の大学であつたといわれ

ている。かくして、一二世紀における大学において、両学部のいずれかあるところでは、それらが大学で第一位を占めるに至ったといわれている。⁽⁷⁶⁾ そして、一四世紀末にボローニャが政治的紛争のために衰退するまでに、相当数の法学を教授する大学が設置されたが、そこでは、ボローニャ方式の教育が行われ、その教育を受けた多くの学生が社会に進出して行くこととなつた。⁽⁷⁷⁾

かくして、ボローニャ方式によつて訓練された法曹者による、世俗法におけるローマ法とカノン法の知識が、いろいろの法分野において機能しうる社会的基盤の一つが形成されていったわけである。⁽⁷⁸⁾

しかし、かかる聖職者中心のインテリ層形成と維持の体制は、教皇庁の権威の衰退と共に次第に崩壊して行くが、それはもう少し後の時代であり、また、法曹人も次第に聖職者に限られなくなつて行く。⁽⁸¹⁾ しかし、それまでには、ローマ・カノン法の体系がある程度出来上つてくる。なお、ローマ・カノン法の世俗法における役割については、後述する所にしたい。

(1) ローマ・カノン法に関して、私見は、Helmholz, op, cit., [Spirit] に多くを負つてゐる。まことにローマ法がカノン法に摂取されてくる経緯の概説化された部分の中の一部を、少し長くなるが紹介すると以下の如くである。op, cit., pp. 17~20.

「本書は、より一般的にヨーロッパ法よりもカノン法に関する書物である。」「しかしながら、カノン法の取り扱いには、もし、それがローマ法に何ら留意しないとするならば、全く未完成になるだらう。」

「六世紀に皇帝ユスティニアヌスの教唆でもつて集約された *The Corpus iuris civilis* [市民法大全] は、古典カノン法の発展に重要な役割を演じてきた。」「教会は、初期中世の間にローマ法に従つて生存した——そいから格言 Ecclesia vivit Romana が生じた。この句は、西欧諸国民の特定の、そして慣習的な法的レジムを普遍教会の位置と対照化させる」と意味した。「この過去から、ローマ法それ自身のメリットからだけではないにせよ、市民法からえた準則が、彼らの途をカノン法の蒐集物たらしめた。」「それゆえ、多くの点で、カノニストはローマ法から逸脱する必要はない」と見ており、新しい準則の仕組みを様式化させる必要がなかつた。

そして、彼らはそうしなかった。」「本書における主題のうち、おそらく、取得時効法が、カノン法への市民法のこの面を極めてよく例証している。」「この主題に関する沢山のローマ法が教会法に丸ごと取り込まれた。」「注解学者〔拙注、後期注釈学派の人々〕がそれを表現しているようにローマ法の多くは『カノン法化』された。」一七頁。

「古典カノン法の一〇・一一世紀における様式化は、市民法学者の影響を歯止めするものではなかつた。」一七頁。「一一〇〇年にローマ法と、ローマ法学者がテキストをもつて進んだ法学は、教会が生み出したいがなるものよりも古く、まだ、より法的に精緻化されたものであつた。」（傍点筆者）。一七一八頁。

「一一世紀後半と一二世紀における法学の胎動は復活されたローマ法に集中した。」

「グラチアヌスの教令は教会法の体系的分析に決定的前進を標した。しかし、ボロニヤの市民法学者の同時代的仕事に比較したとき、それは貧弱な像にすぎぬものであることを誰も殆ど否定しないであろう。」（傍点筆者）一八頁。「このために、カノニストはローマ法学者によって導かれた。」「あるいは、おそらく、彼らは相携えて進んだといった方がより良いかも知れない。」「カノニストは『caught up』（つかまつた）。「市民法の方法のすべてとテキストの多くはカノン法の様式化と精巧化に影響を与えた。」

「本書で取り扱う主題について、破門のカノン法においてのみ、ローマ法はカノン法の発展させたやり方で実質的役割を演じなかつたし、その範囲内에서도、市民法源から引き出された手続準則は役割を演じた。」「例をとるならば、人が、宗教法が役割を演じる」と期待する以外には、殆ど期待しない洗礼法は、現実にはローマ法学の手によって幾つかの点で標されたことが証明されうる。」一八頁。

「競合するもう一つの要素が存在した。尊重すべき主張は、カノン法はローマ法からそれ自身を正しく個別のものとする程に完全に、それ自身を画定したところ。」（傍点筆者）。

「尤も、*corpus iuris civilis*〔市民性大全、ローマ法大全〕が、キリスト教徒たる皇帝の仕事であつたといふこと、そして、*Codex Iustinianus*〔勅法彙纂〕（＊）と*Novel*〔新勅法〕には、それは聖職者と教会に特定的に関係する多くの法を含んでいたといふことは真実である——おそらく強調されることも真実である——が、それはまた教会法の前提と目標がローマ法学に見出されたものと同じでなかつたといふことも真実である。」「この」とは、とくに、グレゴリウス改革運動の完成が一一・一二世紀の間に自身で感ぜしめられたのちでは、明らかであつた。（傍点筆者）。「カノニストは、*Corpus iuris civilis*が、人間に関する神の包括的な計画において栄誉ある地位を保有したこととは否定しなかつたであらう。」「彼らは、その部分の多くの司法的卓越性を強調しようとしたのであらう。しかし、彼らはまた、その不完全が教会法によって添加され、矯正されねばならぬその必要性も強調しようとしたのであらう。」「ローマ法とキリスト教の指示の間における競合が存在した場合、後者が統制しうるようになつた。」一八頁。

（＊拙注、*Codex Vetus*〔旧勅法彙纂〕と*Codex Repetitae Praelectionis*〔新勅法彙纂〕があり、通常両者を含めて、

学説彙纂、法学提要、新勅法と共に「ローマ法大全」を構成するといわれる。原田慶吉、『ローマ法』上巻、有斐閣、昭和二十四年、一八頁以下。但し、ヘルムホルツの場合、*Codex* は「旧勅法彙纂」を指しているようである。Helmholz, op, cit., [Spirit], p. 19.) 「原則を確立する」とは、ユスティニアヌスの蒐集に匹敵する仕事を要求した。そして、ある意味では、*おもじへ corpus iuris canonici* であった。」一八頁。「教令の第一巻が、*Codex Justinianus* の『De Summe Trinitate et Fide』の夫れと同じである」とは偶然ではない。」一八一九頁。「おそらくカノン法のテキストの注釈間に教皇権の主張の多くが見出されるが、それは、ローマ皇帝のインペリウムに基づいてモデル化された主張と極めて類似の響をもつ」一九頁。(拙注、*Codex iuris civilis* ところら名称そのものは、「フランスのローマ法学者 *Dionysius Gothofredus* (1549—1611年) が寺院法大全 (Corpus iuris Canonici) に对抗して附した名称である」という。原田慶吉、前掲二〇頁。)

「事実、これらテキスト〔ローマ法大全〕のすべては、カノニストの著作において引用され、利用された。」「カノニストと市民法学者との間に存在する根本的といわれる間隙はなかつた。」「なるほど、一一〇の法の教授の間には、現実あるいは表現的な障碍は存在した。」「大学は、殆ど別個の学部に一つを置いた。各々は、自己の *corpus iuris* を説明するのに没頭した。一一〇の法はまた、多かれ少なかれ実体的な多くの点で異なつていた。」一九頁。「相当量の論文が両者の相違の主題について書かれた。」「そうであつたとしても、そこには、より分岐より輻輳があつた。」「カノニストの多くは両法の学位をもつてゐた。また市民法学者はカノン法の若干を知つてゐることが求められた。」「教令集 *the Decretum* それ自身が、市民法はカノン法に矛盾しない限り使用されうると述べた。」「人が裁判所へ（出仕するために）学園を去る場合には、両者の区別はさらに小さな意義しかなかつた。」一九頁。

「中世の過程全部に亘つて、この輻輳からすべての大学で訓練されたジュリストに共通の法が出現した。」「多くの目的のために、ローマ法は事実上、カノン法と『融合』した。」「十六世紀までにそれは、『カノン法と市民法は非常に密接であつたので、一は他なくしては殆ど理解されえない』といわれるようになつた。」「*restitutio in integrum* (包括的原状回復) [第四章 (拙注、『教済方法とカノン法手続—カノン法的包括的原状回復』) で論議] は明白な範例を与える。」「原状回復のカノン法はその起源をローマ法の存在に依拠し、かつ、それ以降も絶えず参考にされた。」一一〇頁。

「しかし、主題に関する二つの法は、同一ではなかつた。」

「カノニストは市民法学者の先例によつて拘束されなかつた。尤も、カノニストは、市民法学者の先例から離れて、勝手に自己を形成する」を望まなかつたけれども。」一一〇頁。

なお、この点は、後述の「(iii) カノニスト」の項で再度取り上げる。

さらに、以上は、カノン法へのローマ法の組み込まれ方に関する叙述であるが、その反対にローマ法を組み込んだカノン法、あるいは融合したローマ・カノン法が世俗法へ影響を及ぼした場合が取り上げられねばならない。その点いろいろの場合が摘示されうる

し、若干これまで触れはれた。しかし、その中でも、ローマ・カノン法手続 Romano-canonical Procedure といわれるのが、その点を考察する上では最も適当と考えられらる。この点は、後述の「世俗法におけるカノン法的推論方式の確立の端緒」の項で取り上げたい。

(2) P・ウルリヤク＝J・L・ガザニアガ、「フランスにおけるローマ法の浸透と統一私法の形成」(塙浩著作集11所収)、五〇〇頁以下、
とくに五〇二一頁。

(3) 「注釈学派」については後述するが、拙稿、前掲四卷二号一一五頁注(12)参照。なお五卷一号四一頁注(5)「アカルシウスへの關及」参照。また、マルタン、前掲八七項〔一八三頁以下〕参照。

(4) 田中英夫編、前掲「英米法辞典」、プラクネット・前掲書、Shorter OED; Pollock & Maitland, HEL 参照。
チスト、デクレタリストの概念を明瞭に区別して使用するものとして Robinson, op, cit., pp. 74 et seq., 77 et seq., Tierney, op, cit.,
[Crisis], pp. 116 et seq., 150 et seq. 等がある。

(5) e. g. Holdsworth, HEL., op, cit., vol. 2, p. 127 et seq.

(6) 中世のローマ・カノン法の概念が、「ローマ法の継承 (*)」という概念使用によつて取つて替わられていく点は、探究しているわけではないが、諸契機が絡み、特に中世カトリック教会の衰退と宗教改革、ルネサンスと人文主義、引いては継受そのものに疑問を投げかけた一七世紀の世俗的自然法の抬頭等といった歴史的諸事象により、カノン法的色彩が法学者の念頭から捨象されていったためではないかという問題意識をもつてゐる。その点の検証は一つの課題である。「*尤も、ショロッサーは、「ローマ・カノン法の継受」という概念を使用し、それを「ある特殊な、一四世紀に始まる歴史的な過程を意味してゐる」とする。しかも、なお、この呼び方の多様性も指摘している。前掲三四頁。従つて、そもそも「継受」という概念の多義性の問題を念頭におきつつローマ法の後世への影響を考えねばならないのがとも考へておきたい。」

(7) 「ローマ法の再発見」については、ハインリッヒ・ツィッタイス、『ドイツ私法概説』、世良晃志郎・広中俊雄訳、一九六一年、創文
社、一〇頁以下。拙稿、前掲三卷二号三五頁以下参照。なお、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」、一一頁で以下の如く摘要してい
る点は留意しておきたい。すなわち、「数世紀にわたつて西部ヨーロッパでは忘れられていたローマの法文献が再び人々の意識に
登つてきたことが近代法律学への出発点となつた。」「法律学は古代後期の立法作品の解釈として、いわば自然発生的に成立してきた
のである。」一一頁。

因に、我が国のローマ法研究に大きな足跡を残した原田慶吉は、「注釈学派」までのユースティニアヌス法典の研究史を次の如く要
約している。前掲三八一九頁。すなわち

「エ帝はその将をして東ゴートを征服し、イタリアを東帝国の手に快復せしめ、ラケンナに總督府を置き、五五四年にはその法

典をイタリアに施行する勅法を発してゐる。」「かかる関係でラヴェンナには七五二年ロンバルディア王国がこれを滅す迄二世紀間、法学校に於てユ帝法を研究した形跡がある。」「スパヴィアの法学校に於てローマ法の教育を受けた弁護士、裁判官は、ロンバルディア法の発展に重大な影響を及ぼした。」

「一二世紀の初めにイタリアのボロニアに注釈学派 (Glossatoren) なるローマ法研究学派が現われた。」「その生命とする研究方法は、個々の法文に対する注釈よりも全体系を把握しようとする方法であつて、既にロンバルディア人の行つたところを模倣したものである。」三八頁。「彼等は難解な語の説明、抵触法文の調和、関係法文の綜合、法律事案の例示、各章の要約 (summa)、概念の区別 (distinctio) 等に従事した。」三八一九頁。

「イタリアのみならず、独仏英和の各地より笈を負うべしに学ぶもの甚だ多く (*), 一一〇〇年の頃には一万人の学生を擁し、国際的法学校の觀を呈するに至つた。」三九頁。(*ア・ウルリヤク=J・L・ガザニガ、前掲五〇二頁では、「当時の人がとは、正しくも法学 (シアーンス・デュ・ドロア) の『更新 renovatio』の語を口にした。即ち、これは、事実、一つのルネサンスであった。法は、今や、修辞学の一部たることを止め、法自体のために教えられるに到つたのである。ボロニヤ法学校の威信は、急速に、学生衆を惹きつけたのであって、彼らは到る所からボロニヤに來ることになった。」と。)

尤も、ローマ法の再発見と注釈学派との結びつきの詳細な歴史は不明な点が多く、ボロニヤにイルネリウスがいて、そこでローマ法研究のセンターになつたという時点から、本稿は出発したい。その点に関しては、cf. Robinson, op, cit., p. 42 et seq. ただ、ローマ法研究の背景として、同書は以下の如く述べているところは紹介しておきたい。すなわち、「既に眺めた如く、ローマ法の復活は、数多くの原因に基づく。書かれた法の優越性、余暇と商業の増大、都市の成長、教皇主義者と帝国主義者の知的戦闘。しかし単一の最も有意の要因 [sine qua non] は、Corpus iuris Civilis [市民法大全] の完全テキストの回復、そして、とくに Digesta [学説彙纂] の回復であつた。」四一頁。そして、「それらがいついかにして発見されたか正確には知っていないが、それがカノニストによつて法的武器にされたことは最高度にありうるようと思われる。」れども、「一二世紀初頭までに、その能力、知識ならびに技術が、複雑なそしてソフィストケイトされたローマ法源をマスターする程になつていたことは、明らかである。」四三頁。

また、なぜボロニヤがそのセンターになつたかという点も明らかではないが、同書は次の如くに推論している。すなわち、「ボロニヤがローマ法に関する第一のセンターに特定的になつたといふことは、一部は偶々のこと、おそらくイルネリウスがそこにおいて教養 arts 学校で教えていたという偶然によつたのである。」「しかし、ボロニヤは南北イタリアの諸部分間の商業ルートの交差点であつた。」「そしてボロニヤは皇帝領と教会領の境界線に近かつた。」「そして、ロンバルディアのパヴィアは、遠く離れておらず、ロンバルディア法の研究センターに既になつっていた。そして、ロンバルディアの法律家は、ローマ法源に若干馴染んでゐる」とを示していた。」四五頁。

なお、ボローリャが大学として、法学のセンターになる経緯については、ヴェルジエ、前掲三四頁以下参照。

(8) 前出注(7)で記及したRobinson, op, cit., p. 43参照。なお、ハスキンズ、前掲「一二世紀ルネサンス」、一六七頁。

(9) ところ、「注釈学派」については、我が国でも多くの人々が言及しているが、本稿においても、一部すでに触れてきた。拙稿、四卷二号一二五頁注(12)、五卷一号四一頁注(5)参照。しかし、本稿の課題との関連で若干補足的に摘要しておきたい。

まず「注釈学派」という概念について、いろいろの文献で紹介されているが、そのアウトラインをロイン、前掲「西洋中世史事典」、三一六頁、「[注釈学派]（羅）glossatores、（英）glossators」の項を紹介することから始めたい。すなわち、

「*ij*の名称は中世には、市民法（ローマ法）およびカノン法のテキストに広範な注釈を加える学者にあたえられたが、より一般的な意味では、聖書やラビ（ユダヤの律令学者）の著作に注釈をつける学者をも指すことがあった。」「非常に名声を得たものとしては、一世紀末から一二世紀初頭のイルネリウスや一三世紀のアッカルシウスの仕事がある。」「彼らの加えた注釈は、ローマ法についての権威ある所説として広く容れられた。」「これらはユスティニアヌス法典（ローマ法大全）に基づいていた。」「同様の体系的で知的な注釈は、一二世界のグラティアヌスとその後継者たちの仕事ともかかわりつつ、カノン法の一大集成にもされている。」

しかし、本項で「注釈学派」という場合は、前述の広義ではなく、狭義の意味で一般に用いられる、一二・一二世紀の「ローマ法」の注釈に係わった特殊にグループングされた学派を指すことにする。

なお、「注釈学派」については、後述箇所で個別的にいろいろの研究書に言及するが、西欧法史の観点からの「注釈学派」の包括的説明として、Robinson, op, cit., p. 42 et seq. では、以下の項目を建てている。すなわち、「ローマ法研究の復活に対する背景」「注釈学派の重要性」「テキスト操作へのアプローチ」「教授方法」「文献様式—注釈と注釈のアパラートゥス」「アッカルシウスとその影響」「*ij*の他の文献様式」「法的教育が様式化にある」。また、私法への歴史的アプローチとして、cf. Caenegem, op, cit., [Private Law], pp. 47~52 [glossators of Roman law]。我が国の文献も数多いが、比較的、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」九頁以下を参考した。なお同書一八頁では、「初期注釈学派」という範疇を設け、イルネリウスやフーカー Hugo に言及しているが、本稿では、かかる範疇を設けないことにする。河上も、同書では、一般的に注釈学派として考察しているようである。一五頁以下参照。

「注釈学派」の主要メンバーは、さうまでもなく、イルネリウス（一一〇〇—一二〇年頃）の下に四教師「ブルガルス Bulgarus（一六七年没）」、Hugo（一一七一年没）、マルティヌス Martinus（一一六六年没）、ヤコブス Jacobus（一一七一年没）」があり、その弟子として、マニエス・バッサイアヌス Bassianus（少くとも一二世紀末頃ボローリャで講師）（一二世紀末没）、プラントエンティヌス Placentinus（一二九一年没）、アゾ（アーヴィング、アッシュ、アゾ）Azo (Asso), Azorius, Azzorne（一二五〇頃一二三〇年没〔一二一〇年没〕）、アツカルシウス Accursius（一二六〇年没）が名を連ねていた。本文でも触れたように、この内、アツカルシウスによると、*ij*の学派の集大成が行われた。

なお、拙稿、前掲四卷二号一二一頁「アーヴ」、一二五頁注(12)「注釈学派」、九八頁、一二六頁注(17)「ヴァカリウス」、五卷一号四一頁注(5)「アックルシウス」で注釈学派へ些か言及したので、これら的人物像については若干補足しておきたい。

まず、グランヴィル等に關係の深かつたヴァカリウス Vacarius について、ロイン、前掲六九頁では以下の如く紹介されている。すなわち、

「(一一〇頃—一二〇〇頃) 精力的なローマ法研究者、ボローニヤに学び、一一四〇年代と一二五〇年代をイングランドで過した。彼の最も重要な著作である『貧しき法学徒の書 Liber pauperum』を著したのは、イングランドにおいてであった。これは『ユースティニアヌス法典』および梗概への手軽な入門書といわれている。この著作を通じて、彼は一二世紀末から一三世紀のイングランドにおける法学教育に大きな影響力をもつた。しかし、彼がオックスフォードにおける最初の法律の教師であるとはみなされていない。彼のものとされるそのほかの重要な著作は、結婚に関する小冊子と、キリストの人間本性に関する正統的な見解を支持する神学的研究である。」六九頁。

なお彼については、カンタベリー大司教テオバルド Theobald によって連れてこられたこと、また、彼はブルガルスの弟子といわれており、彼は、衡平の発展に興味をもつていたのは、彼が Gosian であったためといわれていることを補足しておきたい。Robin-son, op. cit., pp. 57, 137. もとに Holdsworth, HEL., op. cit., vol. 2, pp. 147~9によれば、ロンバルディアで出生し、ボローニヤとパヴィアで学び、教授していたほかは確実ではないが、その学派の影響を受けたことは確かであるという。「通常の「注釈学派」の人材の中には数えられていないが、一応イギリスでは「注釈学派」として捉えている。」そして、大学が殆ど形成される直前まで、大司教・司教の聖堂附属学校が教養文化の中心であり、彼もそこでローマ法を教えるためにイングランドへ來たこと、スチーヴンの時にその教授を停止せしめられたこと、しかし、オックスフォードで講義したかどうかは明らかではないが、一一九五年頃オックスフォードの法学校で彼の論文を教科書として使用していたという点などが、さらに摘示されている。一四八頁。

次にプラクトン等に影響を与えたといわれるアヅについてロインは、前掲の書で以下の如く紹介している。すなわち、

「ボローニャ生まれ。のちに同市の大学で市民法の教授に任命され、都市の政治生活にも積極的に携わった。」「彼はおもに『ユースティニアヌス法典（ローマ法大全）につけた注釈で知られている。」「彼の門下のアレッサンンドロ・デ・サンタエジディオが集成したものである。」「これらの注釈の中で、アヅはローマ法についての系統的な解説を展開し、これは当時の法律家にとって非常に有益なものとなつた。」一三頁。

最後に、アックルシウスについては、多くの紹介があるが、ロインは次の如く摘示している。すなわち、

「フィレンツェ出身で、ボローニャ大学の法学教授となつた。」ことに『ユースティニアヌス法典』の『勅法彙纂』、『法学提要』、『学説彙纂』に施した注釈で知られる。中世の大学において、彼の著作は上記の文献に関してもつとも一般的に用いられる参考書となつ

た。」一四頁。

なおその他、イギリス法学における「注釈学派」の把握について、cf. Jones, op. cit., [Theory], p. 12 et seq. もしくは、フランク法学における「注釈学派Glossateur」の把握について、マルタン、前掲一八三頁以下〔ハセヨー法の学的復活〕の項参照。

ドイツについては、「学識（者）法」の概念が立てられてるので、その点と注釈学派の関係について、若干触れておきたい。

尤も「学識法」ないし「学識者法」という概念が、どれほど西欧社会において一般的に通用していくものなのかという点については、私の能力の及ぶところではない。ショロッサーは、gelehrtes Recht の概念を用い、その訳書である大木雅夫はそれを「学識者法」と訳している。前掲二四八頁〔事項索引参照〕。これに対し、河上倫逸、前掲〔法の文化社会史〕では、「学識法」なる概念を使用している。また、ヨーロッパ、前掲〔ヨーロッパ法史〕、佐々木有司訳、あるいは、ヨーロッパ法文化の流れ〕、上山安敏監訳、あるいは、ヨーリッヒ、前掲〔法社会学〕、河上倫逸・フーブリヒ訳でも「学識法」の訳を使用している。なおヨーリッヒの場合、その「学識法」をwissenschaftliches Recht の訳として用いている。一六五頁他。他方、英文で書かれた著書の中でも、「学識法」に相当する英語が使用されているが、その英語はマチマチである。たとえば、ヨハンソン、前掲〔ヨーロッパ法史〕では、「第二章 封建法」の項目の中や learned law なる語を使用しているが（二六七頁）、同註は academic law の語も使用している（二七四頁）。またカネームは、前掲〔私法の歴史的序説〕でも learned law の語を使用しており、また、ヘルムホルツも同様である。R. H. Helmholz, The Learned Laws in "Pollock and Maitland", HEL, op. cit., ed by. J. Hudson, p. 145 et seq.

そりや、学識法をどのような意味で使用しているのか、という点に些が言及しておきた。

まずショロッサーは、ローマ・カノン法の継承と学識法の関係に関し、新しい見方を紹介して、かかる見地からの学識者法の概念を提示しているのに興味を覚えたので、その点から取り上げることにする。すなわち、「諸国の私法体系の発展は、ヨーロッペでは一元的基礎のもとに起つた。中世の法学校が媒介した一つのいわゆる学識者法 (gelehrte Rechte)、すなわち、ローマ法とカノン法がその共通の基礎となつた。」一頁。「一五世紀から一六世紀には、ヨーロッペ大陸の几乎所有、ローマ・カノン法を諸国家、諸領邦、諸地方の法にとり入れる継承がだけなわであつた。」「この新しい法学は、中世において学識者法を手直しし、このそう發展せん」とにかかりきつていた。」一頁。

ところで、この「ローマ・カノン法の継承」という概念は、ある特殊な、一四世紀に始まる歴史的な過程を意味している。三頁。しかし、「ローマ・カノン法の継承」という一つのカテゴリーとしての呼び方が実は多義的なのだと、しきりとはともあれ、その進行過程の歴史的現実は、中世と近世の法思考との間における決定的な断絶を告知している。……」「それゆえ今日の支配的解釈は、継承をその基本的な傾向にしたがい、ヨーロッパ法文化の学問化 (Verwissenschaftlichung der europäischen Rechtskultur) と捉義している。」「この活動は、一一世紀と一二世紀におけるイタリアの法学者たちによるローマ法の再発見とともに始める。」四頁。

したがつて、「学識者法」の概念は、明らかに十五・十六世紀の「継承」を実現した法学を中心においているが、なお、一一・一
一世紀のイタリア・ボローニャ中心の法学から始まるものとして捉えている。なおショロッサーは、イギリスについては、「学識者
法とその（イタリア風）学説のあらゆる影響を排撃した。」としている。一九八頁。

なおこの線に沿つた我が国の研究者である河上倫逸は、学識法に関して詳細に検討しているが、その場合も一一世紀のイルネリウ
スの「注釈学派」の成立から、一五・一六世紀の学識裁判までを取り扱つてゐる。因に、その項目を紹介するならば、以下の如くで
ある。すなわち、「第一章 法律学の形成と学識法曹階層の社会的進出」（1 「一一世紀のルネサンス」と法律学の形成）（2 学識
法曹の出現）（3 学識法曹の社会的進出）（4 学識法の社会的浸透）、「第二章 学識裁判の展開」となつてゐる。ドイツの特殊性
を加味した考察になつてゐるところが、その「学識者」の社会的進出の意義が強調されてゐるものといえるし、いよいよ「学識法」
が前面に登場してくる所以があるものといえよう。

ただ、ヨーロッパ法史論]における「学識法」に関する注意は留意に値すると思うので紹介しておきたい。

まず、「学識法」の普及する時期を中世後期と捉えた上で、以下のように示してゐる。すなわち、「以上のようないくつかの問題設定のもとに、
まず、中世後期、つまり、学識法の普及が間違いなくひとつの重要な特徴となつてゐる時代の法史に目をむけるとき、これまでほか
ならぬ比較考察にさへして事実のとらわれない評価をもまたげてきたひとつの概念と、必ずもつて対決する必要があります。ドイツ
におけるローマ法の全体的継承 (totalrezeption) といふ概念がそれです。この概念から導かれたのは、学識法の普及はイタリアと
とりわけドイツにおいてはほかのヨーロッパ諸国とまったく異なつた仕方でおこなわれた、という見解です。「この見解によれば」、ドイツではローマ法は皇帝法としてその全体が受容され、それ以前にドイツ帝国の領域で通用して、た法的諸規律に完全にと
つてかわつた、これに対しても、そのほかのヨーロッパ諸国では、ローマ法はせんぜん書かれた理性 (ratio scripta) として、既存の
諸法規と並存する形で、あるいはこれを補う形で吸収された、といふのです。」九一〇頁。「このよくな考究の仕方にあっては、全
体的継承という概念がもともとは決して歴史学上の概念ではなく、一七世紀に法の一般理論上の概念として出てきたものである、と
いう点が見おとせれています。」（一〇頁）として、「全体的という概念は、歴史的概念としてはたぶん一六・一七世紀の法状態を特
徴づけるために用いる」とはやれども、中世後期の考察にとっては非常に邪魔なものである」とがそれでわかります」（一二
頁）という。この点は、本項の課題である、カノニストが「慣習」をどう見ていたかといふことに係るので後に再度言及したいが、
いよいよでは、とりあえず、「学識法」の概念使用の留意事項としておきたい。

また、西欧規模での法的状況から見た場合、Caenem, op, cit., [Private Law] など learned law という概念を使用して
いる。しかし、その多くの場合は、ケルマン的慣習法とおして大学で教授されたローマ法による概念として使用されてゐる」とに留
意した。esp. p. 33 et seq. だが、その用法は、現在イギリスにおいて、一定の裁判官に付される称号としての「Learned」とは異なつ

ていね。ヘルムルツ、Helmholz, op, cit., [The Learned Laws], p. 145 et seq. では、「Learned laws」（複数で使用して、いふことに注意）を定義でけていふ。それによると、それは、「ius commune」として共に知られて、いふローマ法とカノン法を称するとして、より特定的には、それは、一二世紀における法学の復活から「九世紀末までに存在した二つの法を意味する。」という。一四五—六頁。それば、学識法という訳が妥当である範囲より広い意味合いをもつものと思われる。

さらに先に触れた如く、Robinson, op, cit. では、封建法の定義に関連して learned law という使い方をしていふ。しかし、その内容は、civil law やなむか learned law もう使い方をしていふ。一一六頁。

(10) ミッタイス、前掲〔私法〕一〇頁以下。「西洋におけるローマ法の再生は一一世紀以来おこなわれた。」

(11) 「ボローニャ方式」という呼称は、一般的ではなく、河上倫逸の発案であろうが、内容的にはかかる指摘をするものが多いので、便宜的に使用することにする。河上倫逸、前掲〔法の文化社会史〕一八頁。

(12) ボローニャに「注釈学派」の誕生した経緯については不明なところが多い。河上倫逸、前掲〔法の文化社会史〕一六頁。「ボローニャ学派の始源は、ローマ法の学問的再発見の原因がそうであるのと同様に、厳密にはなお夕闇の中にある。」「その創始者とされるイルネリウスが上述の如く学芸教師であったことは一一一八年までの文書で証明されているが、すでに一一一二年のウォルムスの協約の締結以前に、皇帝ハインリッヒ六世はイルネリウスを皇帝付のユリストとして、ローマに伴つたという記録が見られる。」

なお、その弟子からアックルシウスによつて注釈学の集大成がなされるまでの経過については、前出注(9)参照。

(13) 河上倫逸、前掲〔法の文化社会史〕一五頁以下。とくに一七頁、一八頁以下。ところで、ボローニャがなぜ法学の研究・教育の中心になつたかという点は、歴史的偶然性が大いに作用していふといえよう。前出、注(7)参照。ヴェルジエ、前掲〔中世の大学〕三四頁以下では、以下の如き指摘がある。要約すると、在俗の学校はイタリアに集中しており、ボローニャの大学の基礎になつた学校に公証人養成学校が存在したこと、また、ボローニャが、一二世紀に姿を変えるに当たつては、当時の教皇対皇帝の対立があり、その中にあって、自由都市として発展しえたといふ状況があつたこと、そして学校がボローニャの都市の組織を範として組織化を進め、教員と生徒の結社を作りえたこと、それにローマ法の再発見と「注釈学派」の発生があり、法教育を独占してくる条件が揃つた等の要因が働いたものとされていいる。同書三四—五頁。

大学という概念は今日的意味のものではなく、ラテン語の「ウニヴェルシタス universitas」という語は、「自治的な組合 autonomous institution」の意で、やつらギルドや、やむにはコムーネ（コムーネ）にも用いられた。大学がまことに名を借用したものといふ。ロイハ、前掲三〇八頁。Shorter OED や、法的用法として、society, guild, corporation の意味に用いられるようになつたという。三四九三頁。この線での著述として、ハスキングス、前掲三〇四頁以下。ウェルジエ、前掲四八頁以下参考。

(14) ハスキングス、前掲一七四頁。

(15) 河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一八頁。「注釈学派の研究・教育の方法」を「ボローニヤ方式」と呼んでおこうという。なおハスキンズ、前掲「一二世紀ルネサンス」一六二頁以下「第七章 法学の復活」参照。

(16) その科学性の有無はともかくとして、「法学」が他の学問分野から独立して一つのジャンルを形成してくるに当たっては、かかる「注釈学派」がその契機をつくったといえよう。かかる意味において、注釈学派の成立の条件として、河上倫逸が掲示している以下の点は留意に値するものと思う。河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一五頁以下。

「権威と伝統のみからでは未だ学問は成立してこない。神学であれ、哲学であれ、法ドグマーティクであれ、羈束力ある理論の樹立を目指す限り、いかなる時代といえども、筋道立った思考と合理的なテクスト操作が不可欠であり、個々の条文等の釈義にのみ留まる」とは、ドグマーティクがドグマーティクとして成立したその瞬間に不可能となってしまうのである。伝承されたテクストが神圣であり、権威的であればあるほどに、そうしたテクスト全体に一つのロゴスが貫いているという確信は抑え難いものとなるはずであり、やがて人々は、法文相互の関連性の追求、総合操作、合理的意味の探究——要するにテクストの背後の共通の法則（指導原理）の指定とその探究——へと向うのである。（つまり、ヨーロッパ文化の如き二次的文化の場合、先行文化のテクスト自体の批判・復元と、テクストの釈義と注解の作成（時代を超えて妥当する真理を、時代に制約された学習者に理解し得る形に解説）し、形式論理的操作によって『矛盾なき』理論体系（集成 Summe、注釈 Glossa）を樹立するという過程が、学問の成立にとり必然的なのであり、まさに論理的技巧を駆使した調和術 Harmonistik によって、各『真』である条文を調和せしめ、その間の矛盾を解消させる）といそ、テクスト解釈の当事者にとっては理性の絶対的試金石だったのである。」一五六六頁。

(17) ミッタイス、前掲「私法」一〇頁以下。

「彼らの活動は注釈 Glossen の作成、すなわちローマ法源のテクストに対する説明、さらに初期スコラ学的方法 (sic et non) に做つた鑑別 Distinctionen の作成、最後に要約 Summen (Titelsummen) の作成から成っていた。」「その際、例えば分割所有権の理論におけるように、ドイツ法的思想に対する若干の順応がおこなわれたし、また全く実用性のないもの、例えば奴隸法の」ときものは除外された。やむと Graeca non leguntur (ギリシャ語は読まれない) の命題がおこなわれた。換言すれば、ギリシャ語テクスト、とりわけノヴェレン〔新勅法〕は、注釈されなかつた。そして注釈されなかつた章句は、のちに実務界においては、継受されなかつたものとみなされた (quod non agnoscit glossa, non agnoscit curia 「注釈が認めないものは裁判所もこれを認めない」)。」一一頁。

(18) sic et non については、既に「問題点」の項の注(26)で言及しておるが、なお後述の「スコラ学」に関する注参照。

(19) ヴェルジュ、前掲三頁。

(20) ヴェルジュ、前掲五頁。

(21) ヴェルジュ、同前。

(22)

ヴェルジニア、前掲六頁。アルクイヌスについては、ロイン、前掲二五一六頁参照。

(23)

ヴェルジニア、前掲八頁。cf. Robinson, op. cit., p. 44 [3・3・3] 教科書操作へのアプローチ。ロビンソンは、知的背景としてスコラ主義と弁証法 *dialectic* による思索体系の存在を摘示している。四四頁 [3・3・1]。しかし、この弁証法について、古代ギリシア哲学、いとにアリストテレスのそれにその端緒を見い出しが、アリストテレスの論理学がイタリアに知られる形態として、一二世紀前半までの認識と、それ以後の認識を分け、前者を旧論理 *logica vetus* と呼び、後者を新論理 *logica nova* と呼んでいる。そして、イルネリウスなどが「新論理」を使用したという依拠しうる証拠はないが、それは「注釈学派」に知られていたであろうし、一二世紀末までは彼らの技術を定着させたと言われている。四四頁 [3・3・2]。

より重要なことは、注釈学派の全態度がスコラ主義の目標に一致していたことである。すなわち、彼らが見つけ出す」とを求めていた（そして、すでに見つけ出していた場合には、実現しようとした）調和的秩序の案内として、彼らの中心にあった権威を、説明し、かつ、正当化するため、調和化システム化し、理性を用いることに目標はあった。四四頁 [3・3・3]。市民法学派にとって、中心的権威は、コルプス・ジュリウス・キヴィリス〔市民法大全〕であった。それは恰も神学者にとっての聖書と教会の教父であり、哲学者にとってのアリストテレスであった。四四一五頁。

「コルプスはローマ法の主たる表現であった。そして、ローマ法は、部分的には神聖ローマ帝国の下にローマ法の継続性をもつていう観念のために——*renovatio imperii* の觀念は——一世紀末までに陳腐となっていた——、そしてまた、部分的には、古典的従来物の一部としてのその地位のために、この中央権威を保有していた。「たしかに、スコラ学の影響はあつたが、それは厳しそうなものではなかつたに違ひない。というのは、相互的な影響がありえたからである。教授様式としての注釈学派の *questions disputatae* (討論のための問題) は、神学者によってモデルとして受け入れられたようと思われる。」

questions との関係で、法律家と哲学者との間には、注釈学派のねらいが、裁判官による決定を求めるための弁論を提示するためのものや、相手方の弁論の線の誤りを論破するのと同じでなかつたと思われる点で、有意の相違があつた。「その解決は絶対に正確なものとして提示されなかつた。解決策に対する肯否の弁論を提出した後、他の見解の欠陥を単に指摘するのではなく、優先しうる見解を提示する。尤も、なお、決定が他の者に委ねられるので、抗告の機会は残されてはいるが。」四五頁 [3・3・3]。

「やがて、市民法大全それ自身が調和化とシステム化への奨励を示していた。というのは、ユスティニアヌスはそれが全体として調和していくものであつたと主張していたからである。」「また、ローマのテキストにおける弁証法と修辞学の使用の例がある。そして、古典リスト自身からそれらが到達したものであらうと、コルプスの彙纂者によって挿入されたものであらうと、注釈学者を悩ます問題はなかつた。」「事実、ローマのユリウスが修辞学の技術を用いた程度、あるいは、ギリシャ哲学によつて影響を受けた程度は、その自身大いに論議されているが、——また、ユリウスにとっての自立性がしばしば主張される傾向にあつたということを

伴つて、——しかし、注釈学者は単に彼らが保持したテキストを考察したにすぎない。」「さらに、注釈学者は、彼らがそれを理解したように、明らかにローマ法は適用されるべき法であると考えた。」「尤も、彼らは、ローマの治政官の場合とちがつて、すべてその制度がなお存在していたのではないということに留意しえなくはなかつたらうし、また、実際に、彼らに、もはや用いられなかつたものを指摘したけれども、ローマ法は生きているシステムとして論じた。」四五頁。

「例えば、(D 9・2・7・4) のテキストは、不法な侵害行為のための訴えは、レスリングやボクシング試合の結果としては提起されないといつており、それは「損害が、名声と勇気の原因で、なされたと考えられていたためであって、不法侵害のためではないと考えられたためである」というテキストがある。」「この種の今日的取扱は必要であった。というのは、注釈学派の重要な機能は、生涯を君主あるいは教会への奉仕上、行政官——法廷で行われることを含めて——として志している人々を教えようとしていたからである。たとえ、多くの教会人がカノン法のみを勉学したとしても、ローマ法は、第二次的法源として認知され、それゆえ必要な第二次的法源であった。」四五頁〔3・3・4〕。

なお、注釈の仕方についての概説的説明は、cf. Robinson, op. cit., pp. 47~50〔文献様式—注釈と注釈のアペラートウス apparatus〕。また注釈学派のその他の文献に關しては、cf. Robinson, op. cit., pp. 52~6。また、注釈の事例については、pp. 321~4に掲示せられてゐるが、这儿では省略する。

(25) 24 ヴェルジエ、前掲二一頁、
ヴエルジエ、同前。

(26) ヴエルジエ、同前。

岩崎允胤・鰐坂真編、『西洋哲学史概説』、六三頁。「いわゆる『オルガノン』は、学問の道具（機関）として、あらゆる学問的研究の前提として要求される教養・予備的学科であり、学問の体系の外におかれる。」

(8) (27) ヴエルジエ、前掲三五頁。前出、本項の注(16)――(18)参照。

(29) なお注釈学派の作業の完成は、アッカルシウスをもって終わるというのが一般に認められた説であり、そのことは先にも触れた。

しかし、ルリビ、その作業とその影響に関するロビンソンの所説の要点を紹介して、「注釈学派」の作業の概括的把握の代わりとする。Robinson, op. cit.: p. 50 et seq. [3・6 アックルシウスの注釈書とその影響]。

「アックルシウスの注釈は、まだ *Glossa Ordinaria*（標準注釈書）あるいは単に『注釈書 the Gloss』として知られているが、全コルプス・ユーリス・キヴィーレに対する膨大な注釈の集成あるいは注釈のアペラートゥスである。」「それは殆ど総計七、〇〇〇項目になる。そして全ディゲスター（それはおおよそ聖書の二分の一になる）が、おそらく中世の完全なコルプスの二分の一になる一方、

その注釈が全注釈の三分の一になると云ふことが、法源として成果あるものとして、特別に重要な意義を有する」となる。」五〇頁。

「『注釈書』は、受容されている慣行の指標、テキストによつて解決されていない問題の回答、ならびに、テキストの受容された解釈の指標を与えた。」「したがつて、疑問の点について、『注釈書』は権威を与える」となつた。尤も、通常は拘束性ある権威ではなかつたけれども。」五一頁。「しかし、時々、拘束性あるものとされた。例えば、一四世紀のヴェロナにおいては、一三二八年の条例はより高い権威が存在しないときには遵らべしとされた。条例あるいは慣習がないときには、裁判官は、ローマ法と、アッカルシウスがそれを是認して、いた奴へ、アッカルシウスの標準注釈にしたがつて進めねばならなかつた。」五一一頁。「一三九三年の条例は、Dinus (Dino) of Mugello によって是認された如く、『注釈書』に効力を与える」とによつてこれを修正した。というのは、Dinus が競合する注釈 (De glossis contrariis) について本を書き、そしてそゝで、彼の優先性を指示していたからである。」五一頁。

「しかし、一般に、『注釈書』の権威は、独立した著作ではなく、テキストの解釈として、漸次的に増大したものであり、それを即時的に使用したイタリアにおいてもえそうであった。」「『注釈書』は、市長制 *podestà* (=mayor) constitution の下にある裁判官の支柱であり、かつ、『注釈書』に彼らが依拠する」とは、それにせむに権威を与えるものであつた。「時々、『注釈』は、あまりにも密着して遵われたし、また、批判者は、臆病な裁判官が現実のテキストの意味に反してさえ『注釈書』に遵がつたが、一方その本来の機能はテキストの解釈に対する案内としてであると主張した。」「しかしかかる乱用は、市長 *podestà* システムから生じたので、『注釈書』の性質から生じたのではなかつた。」五一頁。

(30) Robinson, op, cit., p. 42 et seq. [Glossators], esp. p. 45 et seq. ベキンズ、前掲〔一二世紀ルネサンス〕、一七〇頁以下。また、我が国では、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一八頁以下で詳細に述べられてゐる。

(31) Robinson, op, cit., p. 45 et seq. カルジ、前掲五九頁以下（教育組織）「講義科目」「方法」「学位」参照。

(32) Robinson, op, cit., p. 46.

(33) Robinson, op, cit., p. 46.

(34) カルジ、前掲一〇頁。「教会は、学校が少なかつたためほとんど問題を生じなかつた一一世紀初頭よりも、もつと熱心に教育の独占性を強めていた。」「前面は『地域的な独占』が問題であった。なぜなら、『教育免許』は附属神学校長が管区教区にいる者だけに与えたからである。」

(35) ヴェルジ、前掲一九一一〇頁。その理由は、「教会が認めていたように、生徒の増加と教育の水準の改善により、少なくとも最も重要な中心地においては、大聖堂附属学校だけではもはや十分でなかつたからである。」一一〇頁。

(36) ヴェルジ、前掲八五頁。なお河上倫逸、前掲「法の文化社会史」二〇頁では「一般教授資格」と謂ひてゐる。

(37) ヴェルジエ、同前。それは、「単なる教会参事会付属学校だけでなく、ストゥディウム・ゲネラリス studium generalis」つまり大學」が「万国教授免許」授与の資格をもつ学校と考えられた。

(38) ヴェルジエ、同前。

(39) ヴェルジエ、前掲八五—六頁。

(40) ヴェルジエ、前掲八六頁。大高訳では、チャンセラーについて、「大聖堂の副司教——これは大学の大法官のようなものになつたのだが——としているが、教会では尚書長ないし堂書係のこととて、大法官の訳はイギリスの特殊な職名にのみ付する訳である点を付言しておきたい。現在でも、イギリスでは大学の総長を chancellor と称することが多い。尤もそれは名誉職で、実質は vice-chancellor が総長の役割を演じている。

(41) ハスキンズ、前掲「一二世紀ルネサンス」、一七五頁。「ボローニャが注釈学派の本場だったとするならば、次の時代にできた大学は大部分が法律学校で、大学で教育を受けた法学者が地位と権威を獲得するにつれ、その影響力により局地的な慣習や法規が軽んじられる反面、普遍的で根本的なローマの法律が重視されるようになつた。」ただし、その権威が普遍化するのには、西欧社会でも一六世紀までの長い期間に、地域地域によって異なる経過を辿つた」とはいってもよい。

(42) 前出〔① ローマ法の再発見と「注釈学派」〕注(7)参照。cf. Robinson, op. cit., p. 42 et seq. 「既に眺めた如く、ローマ法の復活は、数多くの原因に基づく。書かれた法の優越性、余暇と商業の増大、都市の成長、教皇主義者と帝国主義者の知的戦闘。」

(43) ノウルズ、前掲「中世キリスト教の発展」、一二頁以下「中世教会の形態」参照。

(44) 西欧（ラテン）教会の確立の努力としては、ことにグレゴリウス七世（在位一〇七三—八五年。ヒルデブラント）のそれが大きいといえよう。デュロゼル、前掲「カトリックの歴史」六七頁以下参照。

(45) 拙稿、前掲三卷二号三〇頁以下。

(46) ハスキinz、前掲一八〇頁。

(47) ノウルズ、『中世キリスト教の成立』、上智大学中世思想研究所編訳、講談社、一九九〇年、三四八頁以下。

(48) 拙稿、前掲四卷二号一五頁以下。朝倉文市、『修道院—禁俗と觀想の中世』、講談社現代新書、一九九五年、一五三頁以下。ジエラール、前掲一六二—三頁「修道院」。

(49) コーリング、前掲「ヨーロッパ文化の流れ」、二四頁。都市に大聖堂が建設され、ロマネスク建築様式からゴシック建築様式に代わってくる時期として、しばしば語られる。馬杉宗太、『大聖堂のコスマロジー』、講談社現代新書、一九九二年、一〇六頁以下。朝倉文市、前掲「修道院」一一〇三頁以下。

(50) ヴェルジエ、前掲八九頁以下。

- (51) ヴュルジン、前掲九〇頁以下。何故修道会が、学校を設け、また、修道士が次第に大学へ接触する」といふな縦縛を叙述している。
- (52) 包括的な叙述の参考としたものとして、以下の書を挙げておいた。ロイン、前掲三〇八頁以下。Matthew Bunson, Encyclopedia of the Middle Ages, 1995, p. 434 et seq. William W. Kibler & Grover Zinn, Medieval France—An Encyclopedia, 1995, p. 938 et seq. ヴュルジン、前掲「中世の大学」。バスキンズ、前掲「一二世紀ルネサンス」、三〇四頁以下「大学の起源」。横尾壮英、「ヨーロッパ大学都市への旅—学歴文明の夜明け」、リクルート出版部、昭和六〇年。大嶋誠、「知識と社会—大学の成立と教皇の介入を中心として」（江川・服部編著『西欧中世史（中）』所収）、ミネルヴァ書房、一九九五年、二〇五頁以下。アシル・リュシール、「ハラハス中世の社会—トマ・ア・クレジットの時代」、福本直之訳、東京書籍、一九九〇年、九一頁以下。一〇一頁以下「大学の創設—ペリ大学とヤハブリ大学」。シマーラー、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」、一一一一一五頁。トム・法学関係として、R. C. Van Genegem, Judges, Legislators and Professors—Chapters in European Legal History, 1987. [R. C. ヴァン・カネグム、『裁判官・立法者・大学教授—比較西洋法制史編』、小山貞夫訳、ミネルヴァ書房、一九九〇年]。我が国の研究書として、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」等。
- (53) ヴュルジン、前掲三九頁以下。
- (54) この指摘は一般に認められてゐるものであるが、例えば、M. Bunson, op. cit., p. 434. バスキンズ、前掲「一二世紀ルネサンス」二〇五頁。ヴュルジン、前掲二八頁以下。なお大学の自律性と教師・学生の教会の支配下にあるとの特權〔教会裁判への従属と世俗裁判からの回避の比較考量〕については、三三三頁。またその点の先鞭はル・ガフの指摘〔団体の対抗的性格（他の「団体」とのむがい）〕によゐるを強調してゐる。なお本項、前出注(13)でも言及してゐる。
- (55) ヴュルジン、前掲三四頁以下。
- (56) 河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一一〇頁。高位聖職者とボローニャ大学については、ヴュルジン、前掲八六頁。
- (57) 前述の(1)「問題点」の箇所参照。
- (58) 河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一一〇頁以下。
- (59) コーリング、前掲「ヨーロッパ法文化の流れ」一一〇頁以下。
- (60) ハスキinz、前掲一八〇頁。「姉とあらぐローマ法とはやがて、教会法は、ローマ教会という連続的な制度の法律として、連続的な歴史を持つてゐる。そしてこの歴史のはじまりはローマ帝国時代としても、大部分は中世に属してゐる。」
- (61) グラチアヌスについては、ハスキinz、前掲一八〇頁以下参照。彼はボローニャのサン・フエリーチェの修道士〔カマルドリ派〕。後に教皇アレクサンドル三世によって枢機卿に任せられる。
- (62) 挿稿、前掲三卷二号三五頁。ハスキinz、同前。

(63) Robinson, op, cit., pp. 74~5. なお一一五〇年頃発表された、ペトルス・ロンバルドゥス Petrus Lombardus の『命題集 Sententiarum liber quattuor』(一一五〇頃)は、カノン法を神学から分離させる指標となつてゐるところ。Robinson, ibid. ロンバルドゥスについては、ロイハ、前掲四七〇一頁参照。なおまた、カノン法の授業は、グラチアヌス教令集の注釈を基礎とした。ペロー、前掲一五六頁。

(64) ハスキンズ、前掲一八一頁。

(65) デクレチスト The Decretist については、拙稿、前掲三一卷一號三五頁〔ト〕ローマ法の再発見とカノン法の結びつき〕参照。cf. Robinson, op, cit., p. 74 et seq. また、特殊「正当な戦争」論に関するフグッヂオの説に関しては、拙稿一〇卷一號七〇頁、八六頁注(19)で畠及してゐる。

なおデクレチストについて、マルタンの訳者である塙浩は、「法規集学者 décrétiste」の訳をつけてゐる。マルタン、前掲「九〇項 教会法法源集」一八七頁以下参照。(また塙は、A・ガルシア・ガリョ「スペイン法制史序説」(塙著作集10『西洋諸国法史(下)』所収)で、デクレティスク decretista を同じく「法規集学者衆」と訳している。一三五頁。)

「グラティアヌスは、長期に亘る一連の努力が生んだ諸成果を、皿く配列して一編纂物の中に刻み込む」とを会得したのである。「彼の法規集が、甚だ流布した」とは、今日西ヨーロッパ全土に残つてゐる何百というその手写本の存在が証明しているのであり、このために、それ以前の諸種の集成物は忘却の渦に捨て去られてしまった。」マルタン、前掲一八八頁。

「伝統的教会法の講学は以後、恰もローマ法の講学が学説彙纂を基礎に行われる。」
「教会法が、整然とした講義(ルノハ)『lectura』順序で教えられる学部は、法規学部(ファキュルテ・ドウ・デクレ)と呼ばれ、その教授者衆は、法規集学者(デクレチスト)と呼ばれている。」一八八頁。

その注釈の「共同作業は、一二世紀初頭、ドイツ人ヨハン即ち『ヨハンネス・テウトニクス』およびバルテル・ドウ・プレシャの作である。『標準注釈署』の仕上りとしら」と達成の域に到達する。」「グラティアヌス法規集は、もつと後に作られ、ローマ法大全と対いに成るに到る教会法大全の中では、最初の部分を構成する」と成る。」一八八頁。

(66) カノニストヒューマ法について、前出〔三〕注(一)参照。Helmholz, op, cit., [Spirit], pp. 17~20.

なお、cf. Tierney, op, cit., [Crisis], p. 116 et seq. そいでは、一一世紀に成長したデクレチストの三つの活動の主要な学派は、ボロー、ニヤ、パリ、オックスフォードであったといつてゐる。しかも、あらゆる西側の地からの人々は、これらのセンターで学んだ。例えば、ハンガリー、スペイン、ドイツからのカノニストによる優れた仕事をわれわれは知つてゐる。それはすべてボローニャで書かれたと摘示している。一一六一七頁。

モラル、前掲七四頁。「彼らの著作の大部分は未だ未写本のままである」。それゆえ、「現在の不完全な知識」から判断する以外に

などと云う。

(67) ハスキンズ、前掲一八一頁。cf. Robinson, op. cit., p. 76. なおこの点に関しては、前出注(一)で触れた Helmholz, op. cit., [Spirit], pp. 17~20 参照。

(68) Helmholz, op. cit., [Spirit], p. 19. ハスキンズ、前掲一八一一頁。教会法はローマ法と並んで大学の科目になり、学生の多くが双方の学位を取るを得策と考えたところ。カヨルジオ、前掲一一頁。両法の学位を取ったものを doctor utriusque juris と称した。Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, p. 141. また、ペロー、前掲一五二頁以下「新しい理論の模索」、就中、一五六頁。「我々も明晰で精巧で有名な教会法学者たちは文句なしにボローニャの学者たちであった。」彼らも留意せねばならぬであろう。

(69) まず、グラチアヌス教令集後の諸教令に関する集録について、Robinson, op. cit., p. 77 et seq. マルタン、前掲「九一項 教令集および一九一七年の教会法典」一八八頁以下。マルタンは以下の如く要約してゐる。(なお、摘要は、同書において décretaliste を、また、前掲「スペイン法制史序説」において decretalista を、「教令集学者衆」と訳していることを付記しておく。一三六頁。)

「グラティアヌス法規集は、公撰法典ではなかつた。彼が集録した諸テキストは、これらが由来する諸法源に対して教会が認めた権威以外のものは何の持つていいなかつた。」

「教令集（ルクース・ムウ・デクレタル）は、これは異なる性格を有する。グラティアヌス法規集の公刊後も、教皇と公会議は依然立法し続ける。新法のいわゆるテキストは、実務上の便宜のために、右法規集の手写しの後これに続いて、屢々手写しがれだ。」一八八頁。

「このため、いわゆる『集外の』（エキストラーウァガンテース）典規（コンスチチューション）、即ち、グラティアヌス法規集外に普及する『extradecretum vagantes』法規と呼ばれていた。」一八八一九頁。

「一九〇年以来、教会法学者集（カノニスト）は、『教令類聚』（コンピュラティオ）と呼ばれる。それらの体系的な集成的を、私的な名義で、幾つか作製した。」

「一三世紀初頭には、教皇達の中には、新テクストの公的編纂物を作製するものも有つて、これらは、ボロニヤ大学およびパリ大学に送られた。」一八九頁。「この整理作業は總て、『グレゴワール九世教令集』なる大作品の編纂で達成される。即ち、教皇グレゴワール九世は、彼の小聖堂附司祭であり、留保罪聴罪師である、列聖されたスペイン人、ラモン・デ・ベニヤフオルテに、それ以前の總て教令類聚および自身が発した諸教令を整理する使命を与えた。この作業で、廢用に帰しているテクストは排除された。」「そして、諸種の事実に関する説明も排除されて、唯、法的断定を内容とする各教会の主文だけが保存された。」「このようにして編纂された法典は、大勅書『ルクース・ペーキフィックス』によつて一二三四年に、公的に、発布され、そして、これは、これに取つて替えられた、これ以前の諸々の教令類聚の引用を禁止する旨の禁令を附して、ボロニヤおよびパリの両大学へ送付されたのである。」一八

九頁。

「グレゴワール九世教令集は、『教会法大全』の第二部を構成する。」「これは、中世およびそれ以後も、Xなる略号を持つ、『Extravagantes』または『Extra』なる名称で、引用される。」「これは、五巻に分かれており、その各々が更にまた、章に細分される。」「各章の中では、テクスト、即ち、教令または公会議議決宗規が、年代順に配列されてゐる。」「これは、かつては、その最初の数語で引用されるのが常であった。」

「諸大学では、特定の教授者衆即ち教令集学者衆が、いの法典を、伝統的な方法によつて、講釈した。これの標準的注釈は、一二六三年に、ベルナール・ドゥ・バルムによつて、仕上げられた。」一八九頁。

「一一九八年には、ボニファス八世が、一二二四年以後公布されたテクストの集成物を編纂させた。」一八九頁。

「いの集成物は、グレゴワール九世教令集と同一方針で作成されたものであつて、恰もグレゴワール九世の大集成物に附け加えられた第六巻であるかの如く、『第六巻』または『Sexte』と呼ばれた。」「いの『第六巻』は、教会法学者ジャン・ダンドレにより注釈が施され、『教会法大全』の第三部を構成する。」「更に、当『大全』の第四部は、教皇クレマン五世の作品であるところから『クレマン教令集』と呼ばれる、同一方針に基づく、類似の一集成物によつて構成される。」これは、一二二三年に公刊され、一二二七年に改訂されているが、前と同じく、ジャン・ダントンにより注釈が施された。」一八九頁。

次にデクレタリスト *Décrétaliste* (教令集学者) については、cf. Robinson, op. cit., p. 78 et seq. その中でも、かつてボローリャの学生であり、教師であり、皇帝と争つたことで有名なイノケンティウス四世 (在位一二〇四一一五〇) は、デクレタリストの最も有力者の一人であつたといわれている。Tierney, op. cit., [Crisis], p. 150 et seq.

しかし、この時代の最も有名なカトリックはボスティアンシベ Hostiensis として知られていて Henry of Susa (一二〇〇頃一二七〇没) であったといわれている。「彼は、市民法学者である James Balduni の生徒であった。彼の Summa Aurea (Summa aurea super titulos decretalium) [教令集黄金大全] はカノン法のみならず市民法を利用した。そして、それは後述の ius commune 形成の途上にあつた重要なものであつた。Robinson, op. cit., p. 79

なお、前出〔正当な戦争〕論に関する「デクレタリスト」の所説に関しては、拙稿、前掲一〇巻一号七〇一一頁、八六一七頁注(20)で畠及してゐる。

(70) Robinson, op. cit., pp. 78~9.

(71) ペロー、前掲一五六頁以下。

「政治理論の領域において、これらの教会法学者たちは、統一した見解をもつていなかつた。」一五六頁。
「グラティアヌス教令集は、教皇と世俗権の関係が平和であった期間に編纂されたものであつたから、政治的教説には副次的関

心しか持つてはいたい。」「その上しばしば、この『偉大なる教師』（グラティアヌス）の思想を見わけるのは困難である。なぜなら彼はまずすべての問題について相矛盾した典拠を引用し、しかも《定説》（dicta）と呼ばれる彼の結論の中で、それを明快に解決する」ことを躊躇しているからである。これ故、細部においては彼の著作はテオクラシー的であるとは思われない。」一五七頁。

「けれどもテオクラシーの体系の主要な要素はそりに現われていた。」一五七頁。

また、Tierney, op. cit., [Crisis], p. 117 et seq. によれば、デクレチストは研究だけに没頭していわけではない」とを摘示しており、決して政治に没交渉であったわけではないことを強調している。その要点は以下の如くである。

デクレチストのテキストを研究するに当つて、キリスト王国のあらゆる地方からの最善のマインドの若干が、彼ら自身の政治的経験と宗教的確信に照らして彼らの最善の理解を試みるため、世界の千年余の教会の経験に対するシステムティックな省察に従事していたのを見ることができるという。一一七頁。

また、彼らの知的活動は、教会支配者と世俗支配者との間の現実の政治的関係が、しばしば緊張関係また時々暴力的関係になつたときに、それが行われたという事実から追加的関心を得ているという。一一七頁。

さらに、カノニストは、時代の大事件から離れて、必ずしも常にアカデミックな隔離的生活を送つてはなかつた。彼らの多くは、司教あるいは国王の行政官になつた。彼らは、法的国家構造的問題で相談を受けた。彼らの生徒の間には、将来の枢機卿あるいは教皇になつたものもいる。

したがつて、一一五〇年後の世紀において、カノニストのアカデミックな理論と教会と国家の支配者の政治的実務の間において、相互に反作用する絶えざる相互作用を見い出す。一一七頁。

拙稿、前掲六卷一号—一〇卷一号参照。

(72) (73) 前出注(43)参照。

(74) アラビア文明の摄取については、伊東俊太郎、前掲「一二世紀ルネサンス」〔世界歴史10中世4〕、とくに一五七頁以下。

(75) 「スコラ学」については、ヴェルジュ、前掲九九頁以下〔スコラ学の最盛期と危機〕。

(76) ヴェルジュ、前掲一〇八—一九頁。

(77) ボローニャの衰退については、cf. Robinson, op. cit., p. 80 [5:5:6].

(78) 河上倫逸、前掲〔法の文化社会史〕、一一三頁。

その卒業生の社会的進出については、河上倫逸、前掲〔法の文化社会史〕、一一四頁以下。

(79) 河上倫逸、前掲〔法の文化社会史〕、一一四頁。Robinson, op. cit., p. 80.

(80) コーリング、前掲〔ヨーロッパ法文化の流れ〕、一一一頁以下、二二二頁以下〔學識法の適用〕参照。

(81) ジュラール、前掲「知識人 Intellectuels」1111〇—一頁。ユマニストが中世の大学知識人に取って代わることになる。

(82) 次の世代のこの問題にかかる課題としては、聖職者に代わる知的社會層の形成の必要性と、領域主義の抬頭と新大学設置の世俗権力の奨励、とくに法律家育成の新しい過程にかかる検討課題があるが、その前提として、その過程をカノニストが内在的に如何に路線を敷いておいたかが検討されねばならなくなる。